

平成20年9月甲良町議会定例会会議録

平成20年9月19日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 認定第1号 平成19年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第2号 平成19年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第3号 平成19年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第4号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第5号 平成19年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第6号 平成19年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第7号 平成19年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第8号 平成19年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第9号 平成19年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第11 議案第47号 甲良町ふるさと寄付条例
- 第12 議案第48号 甲良町ふるさと応援基金条例
- 第13 議案第49号 甲良町税条例の一部を改正する条例
- 第14 発議第4号 甲良町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第15 意見書第2号 消費税の増税を行わないことを求める意見書
- 第16 意見書第3号 国民生活を応援する経済対策を求める意見書
- 第17 議員派遣について
- 第18 委員会の閉会中における継続審査及び調査について
- 第19 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博

5 番	山 崎 昭 次	6 番	宮 寄 光 一
7 番	建 部 孝 夫	8 番	藤 堂 一 彦
9 番	山 田 壽 一	10 番	西 澤 伸 明
11 番	北 川 豊 昭	12 番	藤 堂 与 三 郎

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	山 崎 義 勝	教 育 長	藤 原 新 祐
総 務 主 監	野 瀬 喜 久 男	会 計 管 理 者	橋 本 敏 治
教 育 次 長	川 並 孝 一	広 域 行 政 主 監	宮 崎 與 志 男
保 健 福 祉 主 監	山 崎 義 幸	産 業 振 興 主 監	中 山 進
建 設 水 道 主 監	茶 木 朝 雄	人 権 主 監	村 田 和 久 廣
総 務 課 長	山 本 貢 造	保 健 福 祉 課 長	松 原 歌 子
産 業 振 興 課 長	米 田 義 正	産 業 振 興 課 参 事	川 嶋 幸 泰

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	大 橋 久 和	書 記	宝 来 正 恵
---------	---------	-----	---------

(午前 9時20分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達しておりますので、平成20年9月甲良町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 金澤議員および5番 山崎議員を指名いたします。

次に、日程第2 認定第1号から日程第10 認定第9号までの議案を一括議題といたします。各議案については予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

北川委員長。

○北川予算決算常任委員長 甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

審査結果。

認定第1号 平成19年度甲良町一般会計歳入歳出決算。

認定第2号 平成19年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算から認定第9号 平成19年度甲良町水道事業特別会計歳入歳出決算並びに事業報告、特別会計8件を含む、いずれも審査結果は、認定すべきものと決定をいたしました。

審査経過。

認定第1号 平成19年度甲良町一般会計歳入歳入決算について。

歳入の部、町税の不納欠損は476万2,000円であるが、理由別明細と金額はとの問いに、町民税以下合計80件であった。今回は6年以上のものを不納欠損としたとのことであった。

不納欠損の総額の8割が固定資産税で占めているが、ほとんどが生活困窮者であり、調査をしながら滞納処分していくことになるが、生活をする源なので担当者としても苦慮するとのことであった。

歳出の部、町のホームページアクセス数は4万1,999件で、月別は平均3,500件ぐらいのアクセス数で、更新の頻度は1カ月1回とのことであった。

びわこ京阪奈線期成同盟会負担金、湖東三山インターチェンジ建設促進期

成同盟会負担金の説明があった。

コミュニティバスの運行対策補助金234万4,000円、廃止路線代替バス運行補助金632万3,000円であり、その差はどうかとの問いに、差額は町が負担しているとのことであった。

町税前納報償金の仕組みは、一括納入すると5%を税から還付する制度があるとの説明であった。

灯油等購入助成金について、今後は内部で検討したいとのことであった。

老人福祉費の不用額が多い原因はとの問いに、介護保険の地域密着介護サービス事業を計画し、内示を受け、事業者を募集しかなかったとのことであった。

外出支援サービスについて、稼働している台数は1.5台。運転手は2名。運転手は、専任1名と0.8が1名。車は専用車1台と臨時に使うのが1.5台で賄えている。土日は運行していないとのことであった。

草・木くず処理委託先はとの問いに、北落のシームウッドとのことであった。軽トラで何台か持ち込んだが業者のチェックだけでいいのかとの問いに、搬入は1台ごとに運転手と業者が確認のサインをするようにしている。

不燃ごみと可燃ごみの負担金、合わせて9,000万円あるが、可燃ごみも不燃ごみも持ち込みの量によって施設の負担が変わるのかとの問いに、重量によって負担が決まる。投棄場は起債の償還分と管理運営費で均等割、人口割で負担金を支払っている。ごみの減量化について、意見交換会では、生ごみ処理機による減量対策や購入補助金の活用、夏場にはごみの一絞り運動等の展開、減量化に向けて取り組んでいるとのことであった。

強い農業づくり推進事業補助金158万6,000円に対応する農業の支援策はとの問いに、ふるさと交流村拠点施設計画作成等の業務委託が主なもので、319万円の2分の1が補助対象であるとのことであった。

町道北落呉竹線で街灯の球切れと桜とクスノキの枝が低いので通りにくいので対処願いたいとの意見に、シルバーに委託し整備していく。球切れの件は現地確認して解消するとのことであった。

毎年、除雪の説明会をしてすぐに降雪がある。下見などができないので説明会を早く実施願いたいとの要望に、早く実施するとのことであった。

保育園で落雷による修繕があったが、町の施設全体の保険関係はどうなっているのかとの問いに、公共施設については、すべて建物共済に加入しているとのことであった。

東西小・中学校の修学旅行の補助は、小学校が10%、中学校が7%の補助であるとのことであった。義務教育としての修学旅行という点で補助金を増額するなどの支援願いたいと思うがとの問いに、今年度体験学習を修学旅

行に取り入れる学校については補助金を出すということで、小・中学校とも増額をした。限られた予算の中で有効に使って、教育効果を上げることを考えているとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第2号 平成19年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。

収入未済額のうち不納欠損処理は46件とのことであった。資格証明等の発行数はとの問いに、短期58件、資格証明27件とのことであった。

検診事業の人間・脳ドック検診は7割補助で好評であり、72人が受診された。今後も利用率を上げる啓発をしていくとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第3号 平成19年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算について。

一般会計からの繰入金についての質問があった。

ほかにもいろいろな質疑があった。

認定第4号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

収入未済額が使用料と分担金で上がっているとの問いに、滞納整理は随時進めていくとのことであった。

6万円の地域と16万円の地域、経済的でなく地域間でそう決まっている。その上に滞納が累積していることは見過ごせない。公平性でないところは町が説明し改善するのが大前提だと思うがとの意見に、滞納整理方法は、建設課、水道課一体となり、使用料と含めて滞納整理に当たっている。随時強化月間の中で、さらに徴収につとめていきたいとのことであった。

現在の水洗化率54%、年間100件から140件の水洗化が進んでいる。事業整備率96%から考えると、水洗化率は低い状況である。5年後には70から80%ぐらいになる試算もしている。啓発活動による強化、展開したいとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第5号 平成19年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について。

滞納額の累積額は非常に大きい。原因の改善対策はとの問いに、行政としてもこれだけ滞納額が多いことに苦慮している。支払い督促、保証人にも通知をし話し合いも進めている。腹を割って滞納者と話をするように4班体制で継続的な交渉を進めているとのことであった。

25年という長きにわたり完納した人もたくさんいる。住民は同和地区住

民みんなが滞納していると思っている。悪質な滞納者には原因を追及して、行政として訴訟を起こすなり、しっかりした対応をしていただきたいとの意見に、訴訟を起こして入金があれば、債権放棄という場合も出てくるので、その辺、十分視野に入れながら検討していくとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第6号 平成19年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算について。

以前から問題の放置土地、本会議で51筆、約1万6,000平方メートルよりも増えている場合があると言われた。会計上、処理している対象の土地が変わるということで再度説明はとの問いに、公図訂正、官民境界、筆界確認書、民々境界等登記を進める中で可能性はあるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第7号 平成19年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について。

平成20年から墓地公園永代使用促進事業補助金制度を導入されたが、活用状況および見通しはとの問いに、相談中が1件であった。

販売促進については今後もホームページや町の広報等で啓発し販売促進に努力していくとのことであった。

認定第8号 平成19年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算について。

不納欠損理由別の内訳をとの問いに、職権消除1名、死亡者1名、生活困窮者9名、うち無年金2名とのことであった。

一般施策や介護予防事業で健康増進を推進する中で、介護を受けるお年寄りが少なくて済むという成果のあらわれはどうかとの問いに、介護予防事業の成果、筋力トレーニングでは運動継続の意欲が十分出てきた。転倒予防では、ちょっとしたところでもつまづいていたのがそうでなくなったと聞く。栄養改善としていろいろな教室、事業を進めているとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第9号 平成19年度甲良町水道事業特別会計歳入歳出決算並びに事業報告について。

滞納件数と石綿管を改善する今後の見通しはとの問いに、滞納件数は304件で、平成21年度末で石綿管はすべて改修する予定であるとのことであった。

工業用水は、北海製罐の分のみであり、土地の売却はしていないとのことであった。

不正取水、漏水調査のその後の経過はとの問いに、3年間調査した結果、問題は出ていないとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

なお、割愛部分については、お手元に配布の報告書を参考にさせていただきたいと思います。

以上で、審査報告を終わります。

○藤堂議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対しまして、質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 ただいまの委員長報告の中で、最後に割愛の部分について言われましたので、理解はできましたが、それぞれ割愛した部分がございます。私が委員会で質問した点とも関連をしますので、7ページですが、長寺の715の21番地は町有地なのに倉庫が建っている云々と7行ほどつぶられています。このことを割愛したことについては特別な意味があるというようには思わないわけですが、同和対策事業で分譲地を進めてまいりました。そういう点で大事なところの整理を進める時期に入った点で、報告を漏らしたことは非常に残念であります。この抜いたことについての特別な意味があったのかどうかについて、お尋ねをいたします。

○藤堂議長 11番 北川委員長。

○北川予算決算常任委員長 ただいまの質問ですが、別に割愛した根拠は何もございません。ただ、詳細については報告書に記載をしておりますので、それを熟読いただきたいと、このようなことであります。

○藤堂議長 ほかに何か質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、認定第1号 平成19年度甲良町一般会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

認定についての反対討論を行います。

地方行政は、国の政治に左右され、翻弄をされ続けています。決算にあたって、国の政治の動向をどう見るか、どう対応するかは欠かせない視点だと思しますので、以下述べていきたいと思します。

今、突然政権を投げ出した福田首相の無責任のひどさかげんに憤慨する間もなく始まった自民党総裁選の5人衆の誰もが、貧困と格差を広げた構造改革を進めた小泉内閣の閣僚経験者であり、政権の中枢にいたにもかかわらず、反省と国民へのおわびの言葉は1つもありません。

例を1つだけ紹介すれば、石破前防衛大臣は、弱者の声を聞く政治と信条

を説明しているようではありますが、本当にそうであるならば、社会保障費を毎年2,200億円削減する無情な方針を撤回するのが筋ではないかと思えます。ここに国民の困難と日本の直面する重要問題に対する認識の欠如が端的にあらわれていると思うのです。憲法改定問題で触れておかねばならないことは、5人とも熱心な改憲論者であることです。

また、一方の民主党も、恒久的派兵法制定を持ち出すなど、戦争できる普通の国にすべきというのが小沢代表の基本的な持論であります。

私は、そのような体制、政治的逆流の中で、二度も三度も公式の場で、また、新聞や行政広報の形で平和憲法擁護、とりわけその象徴である9条の全面擁護を堂々と主張する山崎町長の姿勢を高く評価するものであります。それは、政治的心情やあらゆる立場の違いを越えて、二度と国家による過ちを犯さないとする決意と、テロでも戦争でも紛争解決を人類の前進はあり得ないという人類が到達した不動の真理に基づくものだと確信をしています。同時に、憲法の心を地方自治と住民の暮らしに、具体的には25条を具体化すべきことを希望しないわけにはいきません。

決算認定にあたり、そして、来年度予算編成にもぜひとも生かしていただきたい基本点を述べておきたいと思えます。

1つは、暮らし優先の大きい柱を立てることです。とりわけ原油高、物価高で苦しむ家計を直接温め、また、中小自営業者、建設業者の営業支援の緊急対策を取りまとめる必要を指摘したいと思えます。

例えば、灯油の直接補助は、今年冬、大変喜ばれました。また、リフォーム補助は、水洗化工事の家計支援とともに、地域の建設業者の仕事おこしとなって、各地で好評な取り組みでありました。

2つ目に、ふるさと交流村に注ぎ込む税金を福祉や農家支援に回せば、どれだけ楽しい、また、豊かな施策が実行できるのか、夢が膨らみます。一般質問で触れる地域農業再生総合プラン、仮称ではありますが、のもとで野菜への価格保証、有機栽培奨励補助金などへも生み出すことができます。例えば、7億4,000万円のうちの町持ち出し分約3億円を1,500万円ずつ使えば、20年間継続できるものであります。

3つ目に、1日も早く同和の枠組みによる特別策を改めることとあります。何よりも現時点に立って、今までの成果と反省点、教訓を明らかにすることが大切だと考えます。

4つ目は、これらにかかわって住宅新築資金会計に約1,800万円を貸し出しせざるを得なくなった根本的な原因と同和对策事業の中心で起きたマイナスの現象をまじめに総括していないこととあります。

5つ目に、不納欠損が本年度で1,000万円を超えたこと、滞納額が更

新し続け、3億5,000万円に達したこと、これは町民の暮らしが大変になっているあかしであり、住民負担が能力をはるかに超えて重過ぎることのあらわれと見なければなりません。

もう一つは、同和対策の名による自立と雇用拡大が成功していないことを率直に見る必要があります。すべてを町行政の責任とする見解では、私はありませんが、少なくとも甲良町当局が2つの要因解決の処方せんを打ち出す責任が問われているのであります。

もう一つは、町全体の行政への信頼度を図る。これは、委員会でも述べましたが、こういう点のあらわれであることをしっかりと見る総括が必要です。

3つ目に、水環境の保全は、我が町では特別重要な位置を占めています。今、農地を手放す事例がたくさん増えています。そこに産廃業者や建設業者が所有をし、埋め立ての土の汚染が心配をされて、指摘をされています。特別に監視体制を整える必要を指摘しておきたいと思えます。

以上、主な項目だけ挙げましたが、これらの課題に対応した19年度決算とはなっていないと考え、反対の討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

11番 北川議員。

○北川議員 11番 北川。

ただいま審査報告を私もいたしました。去る9月9日と10日の2日間、一般会計並びに特別会計予算決算常任委員会におきまして十分審議をしていただきました。その結果報告を先ほどさせていただいたわけでありまして。19年度のすべての会計は、甲良町の住民の暮らしを守るためにしっかり組み込まれた予算を執行されたことを議会も十分理解をしております。そういう意味で、認定したことを受けて私は賛成をしたい、このように思います。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第1号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成19年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 認定の2号について討論いたします。反対討論であります。以下の理由を述べさせていただきます。

1つは、均等割、世帯割を引き下げる必要を感じます。それは、決算報告の中にもありますし、また、監査委員の指摘にもあります。滞納額が累積をしています。これは、先ほどの討論でも言いましたが、住民の皆さんが払いたくでも払えない。こういう状況が圧倒多数だというように思います。それへの対応をぜひとる必要がございます。

2つ目には、保険証の取り上げであります。これは、保険証は取り上げない。つまり、健康を守るあかしである保険証と経済的負担を分けるルールを決めている自治体が増えてまいりました。介護保険の導入とあわせてペナルティーを課せることを国の一般施策に組み込みましたが、それに従わない自治体が増えているのであります。そういう点から見ると、甲良町の財政や、そして町民の暮らしの状況から見れば、保険証を取り上げて国民健康保険税を支払わせる、この強制力がないことも累積をしている滞納額の積み重ねをあわせますと考えられます。

3つ目に、早期発見、早期治療は、本人の健康保持にとってももちろんであります。会計支出を抑える効果もあらわれてまいります。先ほどの点とも関連をし、医者にかかるのをうんと我慢をする。結局、重症になって医者に駆け込んで医療費が膨大をする。増大をする。これが悪循環になっていきます。そういう点からも、早期発見、早期治療の体制が望まれます。新しい健康診断の制度への移行をしましたが、健康甲良町をめざす取り組みをさらに強めていただきたいと思います。反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成19年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

老人保健会計は、後期高齢者医療制度の発足とあわせて閉じていく会計になっています。その点で、国民健康保険の討論にも申しました内容と共通をいたします。ただ、今回の後期高齢者医療制度と連動し、その準備をするためのさまざまな支出もされています。そういう点では、今、後期高齢者医療制度がうば捨て山と言われ、世界に類のない差別医療を持ち込む。こういう点でも根本的な欠陥が指摘をされ、廃止の方向が参議院で法案として可決をされる、そういう事態に至っています。そういう点でも、地方議会でこの問題に追随をする、こういうことは許されないというように思いますので、この会計についても、高齢者医療制度と連動をすることから反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

下水道会計については、2つの理由を述べて反対討論といたします。

1つは、予算決算委員会でも論議がありましたが、宅内水洗化工事の進捗が極めて遅い状況であります。これは、主に経済的な理由、経済的に負担する能力や、そして、状況が乏しいという点が当局からも答弁がありました。そういう点で、宅内工事の進捗を進める、これの上でも補助の検討が必要で、委員会でも述べましたが、国や県がきれいな水環境を守る、こういう立場であるならば、小さな町だけにとどまらず、町や市に大きな補助を出して当然であります。各家庭に補助をつけて当然であります。そういう点でもこのことを強く要求をしていただきたいと思います。

もう一つは、同和対策の事業が終わったにもかかわらず、下水道の負担は16万円と6万円という差がつけられています。これは、非常に住民の間

でも根強い偏見のもとになり、また、交流を妨げる1つともなっています。そして、財政的にもこの問題が大きくなっています。この点では、軽減の方向を中心に調整をし、改善をする必要を指摘をさせていただきまして、反対討論をいたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成19年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 認定5号について討論いたします。2つの理由を述べたいと思います。

1つは、一般会計への繰りだし金が約1,800万円、そして、平成25年までこの状態が続いて、その後、返済に転ずるという計画であります。そして、委員会でも答弁で明らかになりましたが、平成25年度の返済が十分見通しが持てるかといえば、非常に暗い答弁でありました。そういう点でも、なぜこうなったかの総括、そして、根本的な総括が必要であります。

2つ目に、これは、新築資金の貸付事業は、同和対策事業の中でも自立を求めていく、そして、同和地区をなくして一般地区との交流、そして、格差をなくすというのが大きな目標でありますし、このことを1つのテーマに設置された事業であります。そういう点でも、今現在、法律が終わって6年半経過をした中で、同和行政の終結を宣言し、自立をしていく必要を町民の中にも投げかけてメッセージを送る、こういう意味でも同和行政の終結を宣言してこそ滞納額の累積をとどめ、そして、家持ちの方々に計画に合った、能力に合った計画を立てていただいて回収に進む、こういう方向をぜひつくる必要があることを指摘をさせていただきます。で、反対討論であります。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論は終わります。

これより、認定第5号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成19年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

認定6号について反対討論をいたします。2つの主な理由です。

1つは、同和対策事業にかかわり、また、同和対策事業でなくても、この土地の管理は財務規則にしっかりと書かれている問題であります。財産管理そのものが問われています。51カ所1万6,000平米は、若干売却が進み、そして、整理が進んでまいりました。しかし、圧倒多数は幽霊土地だとか、そして、道路に認定されたところも払い下げの対象となっていたことが精査をしてわかったとか、まったくずさんな管理状態でありました。この点でも許しがたい行政事務であります。

2つ目は、不法占拠、これは、占拠をした方が不法であったのかと調べてみますと、そういう方もありますが、長年占拠を許してきた、そして、どうぞ建ててくれというようにしたケースも中にはございます。そういう点でも放置を長年続けてきて、一般会計の収入にあるべきところを欠損させたという点でも重大な負担をもたらしています。この点での反省が、決算の概要にも、また、委員会の中でも語られませんでした。そういう点でも、この根本的な反省を求めて反対討論とするものであります。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成19年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。

墓地公園は、行政の報告でも、また、住民の皆さんの意見でも、長年あそこの3字の墓地の解決は課題でありました。そういう点から、いろんな問題、私はすべてクリアされたとは言いませんが、町がその希望に沿って墓地の提供を進める、そういう事業に踏み出した点は、事業開始のときの賛成討論も行いました。その後、売れ残りができて、その解決策が非常に迫られています。そのことは事実であります。同時に、そのこととあわせて、一つ一つ困難を解決をしていく、こういう立場から町民の要望を一つ一つかなえていく、そういう立場から賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第7号は委員長の方向のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成19年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

介護保険会計の特別会計については、反対討論をいたします。2つの理由です。

1つは、介護保険について、全国でも上は大変な金額、上下の差が大きいものになっています。近隣でも、豊郷町の県下一番と、そして安土町の2,800円程度の金額と、2,000円近く差が開いています。私は、最近、多賀町で行われた栄村の前村長さんの講演を聞かせていただきました。この中で、介護保険の基準額、これが2,400円だという報告がありましたが、小さな町、村、二千数百人の村であります。ここでそういう介護の支出を抑える取り組み、つまり無理に認定をしないと、利用者を抑えるとかではなくて、健康な状況をつくり上げる。そして、それを支える状況を、

経費を削減する村民の知恵で乗り越えていった報告がされていましたが、そういう点でも、介護保険の累積した滞納額を見ますと、その町民の苦しい状況が見えてまいります。天引きをされている中でもこういう介護保険の保険料の滞納が累積をしていく。こういう点からも、軽減に踏み出して、町民への協力を求めるメッセージを送る必要があります。

そして、それと関連をして、安心して利用できる介護保険への充実を、一般施策とあわせながら充実をさせる必要を提起をして反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成19年度甲良町水道事業特別会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 水道特別会計については、賛成討論をいたします。

委員会でも明らかになりましたが、水道の有収率が60%、70%の時代から、今回、93%でしたですか、九十数%に向上をする、こういう努力がされてまいりました。この点は、石綿管の布設替えによる有収率の向上とあわせて、不正取水の防止策が一つ一つ広がってきているあらわれだというように思います。私は、ちまたのうわさで、不正取水が根絶をされたという確信はまだ持っているものではありません。しかし、町の不正取水の調査に一つ一つメーターを取りかえるときと合わせて調査をした結果、不正取水が改善をされてきている、この報告がされています。こういう点では、有収率の向上が1つのあらわれであります。私は望むならば、料金体系の低水位、つまり少ない水しか少ない家庭への料金体系をシフトダウンする、こういう改善策をさらに検討していただくことを求めて、今決算は賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 到着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、日程第11 議案第47号から日程第13 議案第49号までの議案を一括議題といたします。

各議案については、総務民生常任委員会に付託され、審査が行われました。

その報告書が提出されております。

これより、総務民生常任委員会の審査報告を求めます。

建部委員長。

○建部総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会の審査の報告をいたします。付託を受けました3件の審査でございます。

まず、審査結果でございます。

議案第47号 甲良町ふるさと寄付条例。

議案第48号 甲良町ふるさと応援基金条例。

議案第49号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

いずれも原案のとおり可決されました。

次に、審査の経過でございます。

議案第47号 甲良町ふるさと寄付条例についてでございますが、字の出身者が道路等の整備計画に寄付しようとする場合、町の政策と整合性がない寄付はだめなのか、また、行政から町の政策に合うようお願いできるのかとの問いに、我が集落のこの事業との特定となると難しい。一般的な寄付制度により税額控除ではなく所得控除の対象となるが、ただ、寄付者の思いがあるので寄付申し入れ時点で十分話し合いをしていきたいとのことであります。

また、事業全額の寄付か、一部分に充てる寄付にできるのかとの問いに、控除の限度が所得税の10%を超える寄付はできないとのことであります。

寄付は目的別に管理するのか、また、条例のほかに運用規則を制定すると思うが、今回は規則がないがどうするのかとの問いに、明確かつ適正に運用するため、寄付条例の施行規則を制定し、寄付金台帳で事業項目別に管理をするとのことであった。

ふるさと寄付は、有価証券とか土地とかは該当しないのかとの問いに有価証券、土地は寄付金に該当するとのことであります。

ほかにもいろいろな質疑や指摘がございました。

なお、議案第48号、第49号につきましては、前の議案に集中して質疑がされて、この2つの議案については特に質疑はございません。全会一致でもっての可決でございました。

以上でございます。

- 藤堂議長 以上で、総務民生常任委員長の審査報告が終わりました。
ただいまの委員長の報告に対しまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第47号 甲良町ふるさと寄付条例について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

- 西澤議員 10番 西澤です。

3議案に共通する問題でございます。そのことを討論の中で入れさせていただきます。もちろんこのふるさと納税の意義、委員会で配られました資料を見てみますと、私はもろ手を挙げて賛成することができない状態であります。しかし、国会の対応と地方議会の対応は、私たちは違います。という点で、賛成の討論となります。

1つ、この問題で指摘をしなければならないのは、ふるさと、地方をこれだけ疲弊させてきた自民党、公明党の政治の責任をしっかりと見抜いていく必要があることを指摘しなければなりません。その点から見ますと、委員会で配られた資料、ふるさと納税の意義、総括のところ述べている3点であります。納税者の選択、ふるさとの大切さ、そして自治意識の進化と書かれています。

納税者の選択の点では、国会で市田書記局長が明らかにした点であります。つまり、税負担がだんだん増え、そして、その負担分を、一部分を地方に回す。全体として増税の方向であり、また、国は地方に回す配分、つまり地方交付税を大幅に減らす計画を進めています。こういう点からも、このふるさと納税制度はこのことを覆い隠す問題であります。

そして、3番目のところにあります自治意識の進化のところ、自治体間競争が刺激されることにより、地方団体が自治意識を進化させる重要な契機となる、こう書かれています。私は、地方自治体が国の施策を全面に受け入れるのではなくて、批判的に分析をする。このことが非常に大事であります。自治体間競争、つまり自治体は本来存在しているだけで住民の暮らしや命を守る、そういう大切な役割を果たしています。これが、自治体間競争に放り込まれる、こういう点で自治意識が進化をすると考えていること自体が間違

いであります。こういう点をしっかりと私は指摘をしておきたいと思います。

同時に、このふるさと納税の寄付金の条例は受け皿として、そのことを願い出られた方の受け皿が必要です。そのことを定めた条例であり、私は制定に賛成をいたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 甲良町ふるさと応援基金条例について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 先ほどの条例制定とも関連をして、この寄付金を受ける受け皿、基金の制定であります。同時に、この基金の管理運営、実施をしている自治体も、このふるさと納税ではなくて、例えば、お隣の豊郷町は小学校の保存をする、この目的での寄付金の条例と基金を設置をされて半年だと聞いています。

しかし、こういうご時世の中でなかなか基金を、寄付を出してくれるという方は尊いではありますが、数少ないというように聞いております。そういう点でも、この甲良町を応援しようと、こういうことを醸し出す、こういう発想自体、私はなかなか理解できないわけですが、国が等しく交付金で法に基づいて算定をして配分をする。こういう恣意的でない配分がぜひ必要なわけですが、こういうことが崩される内容であります。このことを指摘をし、寄付金を受ける基金の条例の管理をする条例の制定は必要でありますので、賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 甲良町税条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第49号を採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14 発議第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 発議第4号 甲良町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を、地方自治法第109条の2第5項および甲良町会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成20年9月19日。

甲良町議会議長。

提出者 甲良町議会運営委員会委員長、山田議員。

○藤堂議長 本発議については、議会運営委員長から提出されておりますので、山田委員長に提案説明を求めます。

山田委員長。

○山田議会運営委員長 地方自治法の改正によって、甲良町議会会議規則の一部を改正する規則。

甲良町の議会会議規則の一部を次のように改正する。

目次中、第15章 議員の派遣(第121条)、第16章 補則(第122条)を、第15章 全員協議会(第121条)、第16章 議員の派遣(第122条)、第17章 補則(第123条)に改める。

本文中「第15章」を「第16章」に、「第16章」を「第17章」に、それぞれ1章ずつ繰り下げ、第121条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、同条を第122条とし、第122条を

第123条とする。

第14章の次に次の1章を加える。

第15章 全員協議会。

(全員協議会)

第121条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場とし、全員協議会を設ける。

2、全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3、全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

付則、この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。ありがとうございます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 提案されました中の一番末尾、付則の上であります。3、全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定めるとあります。この別に定める内容がどういうものであるのか、想定されるものか。それとも、別に定める内容が既にこういうものであるということが成文なり、案としてできているものなのか、どういうものなのかの答えをお願いいたします。

○藤堂議長 山田委員長。

○山田議会運営委員長 ただいまの質問にお答えいたします。

正式なものというか、敷台は作成しております。後ほど発表させていただきますので、よろしく願います。

○藤堂議長 10番 西澤議員。

○西澤議員 これ、提案ですので、休憩をとって、別室にあるそうですので、読んでいただいて議案の審議に反映するというのが常道だと思いますので、議長、小休をして、山田壽一議員にとりに行っていただいて、報告をしていただければ結構かと思っておりますので、よろしく願います。

○藤堂議長 また、しばらくしたら休憩しますので、その席でやりますので、今、もう少し審議を続けていきたいと思っております。

西澤議員。

○西澤議員 これの賛成、反対の判断の材料の1つともなりますので、今とりに行っていただく、小休といいますか、全くの暫時でありますので、読み上げていただければわかることですので、お願いしたいと思っております。そのことを言っているんです。

○藤堂議長 それでは、今、西澤議員の要求というか、ありましたので、暫時休憩をいたしまして、とりに行っていただきまして、そのように対処をさせ

ていただきます。

しばらく休憩します。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、開会をいたします。

それでは、山田委員長。

○山田議会運営委員長 失礼します。

先ほどの西澤議員の質問に対してお答え申し上げます。

この改正の理由につきまして一言、地方自治法の一部を改正する法律、その公布に伴い、法第100条第12項に、議会は会議規則の定めるところにより議案の審査または議会の運営に関して協議または調整を行うための場を設けることができるとの規定が新たに設けられました。このことにより、議会活動としての全員協議会を会議規則に規定するものでございます。

この会議規則、全員協議会の会議規則でございますけれども、皆さんのお手元にご配布させていただきましたとおり、第1条から第9条までの規則となっておりますので、どうぞご熟読お願いしたいと思います。

以上でございます。

○藤堂議長 10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

地方自治法の109条の2号第5項で、規則の中に全員協議会を格上げをして、法律上位置づけたという点では前進だというように思います。そこで、質問を2項目、3項目になるかもしれませんが、続けて質問させていただきます。

やはりこの議会規定が非常に大事であります。規則の中の3の、全員協議会の運営その他必要な事項は議長が定めるとある中身の点が9条に書かれているわけですが、ここで私、疑問に思いますのは、第1条の2であります。議員の半数以上のものから協議また調整すべき事件を示して招集の請求があったときはというように、半数以上になっています。本会議、甲良町の議会を招集をする場合には、4分の1であります。そこから見ればハードルが高くなっていますが、これは、全員協議会の規定でありますので、規則ではなく規定となっておりますので、議長の裁量で変更できるものであります。この半数以上というのを本会議の規定どおり4分の1に改めるつもりはないかどうか1つであります。

2つ目は、第5条。協議会において意思決定を行う場合はというようにあります。これは、1条の1項、2項とも関連をしてきて、協議または調整すべき事件を示してというようにありますので、5条との関係で言えば意思決

定が入ってまいります。そこで、意思決定の中に、今、私たちが9月議会で控えている決算予算とか、そして、行政が提案されてきた新しい条例とか議案に関して意思決定をできるものかどうか、この点が2つ目であります。

もう一つは、第7条であります。第7条の、議長の許可を得たものが傍聴する。つまり、本会議は公開が原則になっていますが、協議会は議長の許可が要するというので、非公開が原則で許可制になっています。その点で、下の2のところ、傍聴者の退場を命じることができると書いてありまして、必要があると認めるときはというのがあります。本会議の傍聴の退場命令は、議場を乱したとか、議会規則を無視をしたとか、非常に限定をされて騒乱状態にしたとかということがきちんと書かれています。

ところが、ここでは必要があると認めたときはというように書かれていまして、今現在の藤堂議長で、そんな恣意的な判断をされることはないと思いますが、これは規則ですので、ちゃんと恣意的な運用がされないことを盛り込む必要があるというように私は思います。という点では、許可を得たものの傍聴と、それから、傍聴の退場者を、退場を命じる理由のところが必要となつていきますので、秩序を乱すとか、それから暴言を吐くとか、こういうことなどの場合というように発展させることが必要だと思いますが、そのつもりがあるかどうかをお尋ねいたします。

以上、3点です。よろしく申し上げます。

○藤堂議長 山田議員、答弁、ありますか。

山田委員長。

○山田議会運営委員長 ただいまの質問でございますけども、私は議運の委員長という立場でお答えしなければならないと思うので、議長の立場ではございませんので、委員長の立場としてお答えさせていただきます。

この文面に、条例に掲げられております、1点目の、議会の会議の過半数を4分の1にできないのかという質問でございますけども、私としては議運の方もこのように、この条文のとおり、過半数の招集がなければいけないという条文どおり決行したいと思っております。

第2の、意思の決定を行う場合、議長が定める方法、議長の権限として認めざるを得ないのではないかと私は考えております。

第3に、傍聴の方なんですけども、本会議も従来どおりといいますか、傍聴のとおりしてはいただけるんですけども、このように公式に、全員協議会が公式なものになれば、当然傍聴はしていただけると思っております。そのように暴言を吐いたり、そういう文面は多少なりともつけ加えればいいかなとは思っているんですけども、議長の権限ということで議長の権限を重視したいと私は考えております。

以上でございます。

○藤堂議長 10番 西澤議員。

○西澤議員 見解は、第1条の2の半数以上のところ、わかりました。

5条のところ、意思決定を行う場合の、この協議の事件であります、当局、行政側が提案をする決算予算、そして議案、条例、これは協議の対象にはなりますけども、意思決定の対象にはならないというように私は地方自治法上も、議会の原則上もならないというように思いますので、認識が違うと思いますので、その点、訂正ができるかどうかですね。再度お尋ねいたします。

○藤堂議長 山田委員長、答えられますか。なかったら、暫時休憩して、もう1回やりますけど。

委員長。

○山田議会運営委員長 本会議では意思の決定はされるんですけども、この全員協議会でも意思の決定を、自分の個人としての意思の決定は認めなければならないと私個人は考えております。

以上です。

○西澤議員 この5条を読みますと、本会議との関係をしっかり区別をする必要があります。個人の意思表示は全員協議会であれ、本会議であれ、それぞれ賛成、反対、それからさまざまな意見、表明をすることができます。しかし、協議会において、意思決定ですから、議長が定める方法というのは挙手なり、それから起立なり、投票用紙による投票で意思決定をして、賛成多数で、例えば、何かの意思表示をする。以前、全員協議会で犬上川の河川のしゅんせつの問題がありました。こういう国会陳情に行くときに意思を決定して、この問題はぜひ解決をしていただこうという個別の案件で意思決定をして国会に持っていくというのにはあり得ることでありまして、予算決算、それから議案、条例などが、この協議会で可決をしたり、否決をしたりという権限はないというのをはっきりしておく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○藤堂議長 建部議員。

○建部議員 本会議で決めるということの内容が地方自治法なり会議規則の中で十数項目にわたって決められています。もちろん予算決算、各議案がそうです。ですから、議会の意思決定をする場合は、法律に定められた本会議で決するという内容以外の部分で協議会で意思決定というのは非常に弱いものとか、そういう本会議でかける必要がないような、そういう内容のものを指すのであって、ここで言う本会議でかけなければならないという法律で定めのあるものを協議会で意思決定するということは、これは法律違反ですので

できることじゃないという意見でございます。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

ただいま議会運営委員会の委員長の山田議員から配られた甲良町議会議員議会全員協議会規定を見ますと、この全員協議会の運営のあり方、基本がわかってまいります。そういう点から先ほどの質問をいたしました点、地方自治法では本会議の招集は4分の1となっていますが、ここではハードルが1つ高く、半数以上というようになっています。

それから、意思表示については建部議員の意見が正論だろうというように思います。

また、第7条の議長の許可を得たものという点で、全員協議会が行政のすり合わせや、そして、独立対等の関係を壊すような内容にならないことを求めたいというように思いますし、議案などの事前打ち合わせ、つまり、よく言いますガス抜きにならないことを指摘をしたいと思います。そういう点では、地方自治法の規定に基づいて、全員協議会が規則の中に入って格上げをされたという点は、1つ評価をされますし、この意思決定についてが乱用されたり、そしてまた、半数以上のものからの招集、これがなければ開催ができないというようなことではなくて、運用上、議長の招集で今回から、前回は、従来からもされてまいりました。

そして、かける議案も、私、経過を見てみますと、行政が提起をする問題について議会が論議をする。こういう、行政に後追いする形が非常に多い状況を、私、見てまいりました。という点から見ても行政と議会が独立対等の関係を保つということが大事であります。このことを指摘をし、一步格上げになった点を評価をし、また、先ほども言いました、協議会の規定の更新的な内容、これを議長や議会運営委員会で論議が活発になる方向を検討していただいで改善をしていただくということを指摘をさせていただいて、賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第4号を採決いたします。

お諮りをします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第4号は可決されました。

次に、日程第15 意見書第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 意見書第2号 消費税の増税と行わないことを求める意見書(案)。

上記の議案を提出する。

平成20年9月19日。

甲良町議会議長。

提出者 甲良町議会議員、西澤議員。

○藤堂議長 本意見書については、西澤議員から提出されておりますので、西澤議員に提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 意見書第2号の、消費税の増税を行わないことを求める意見書(案)を読み上げて説明とさせていただきます。

消費税の増税を行わないことを求める意見書(案)。

政府は、2009年度に基礎年金への国庫負担を2分の1に引き上げることを理由に、「消費税は社会保障の財源にふさわしい」などと、消費税の増税論を始めようとしている。

現在、国民全体の所得は下がり続けているばかりか、物価高騰や増税が庶民に重くのしかかっている。その上に低所得者にはより重く、逆進性を持つ不公平な税制である消費税を引き上げれば、貧困と経済格差はさらに広がり、日本経済を一層危機に陥れることは必至である。

政府は、消費税導入時も税率引き上げのときにも、「社会保障」を口にしたものの、実際には社会保障は相次ぐ改悪が行われたものである。しかも消費税導入以来、国民が納めた税額は、法人3税の減税による大企業の減税額に匹敵しており、大企業の減税分の穴埋めに使われたことは明らかである。

今必要なことは、大企業・大資産家への行き過ぎた減税、不要不急の大型開発や5兆円に上る軍事費、米軍のための基地再編費用や思いやり予算などを徹底的に見直し、むだ遣いをなくすことである。そうすれば、社会保障の財源は十分に生み出すことができ、財政再建を進めることも可能である。

低所得者ほど負担が重くなる消費税の増税を社会保障の財源に充てること

は最悪の策である。

よって、本町議会は国に対し、以下の事項の実現を強く求めるものである。
記。

1、消費税の増税は行わないこと。

2、現行消費税の食料品非課税措置を直ちに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月19日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎。

あては、以下に書いてあるところであります。

加えて若干説明してみますと、現在、華々しく行われています自民党の総裁選挙の5候補とも、年金の財源など、社会保障の財源にと、ニュアンスは若干違いますが、引き上げの推進論者であります。そういう点でも、どういう結果になろうとも、この消費税の増税は、政府税制調査会が2年にわたって10%台の引き上げを示唆をし、明示をする、こういう中で必然として進もうとしています。そういう点でも、国民が圧倒多数、消費税の増税は行ってほしくない、こういう声が上がっていますし、甲良町の町民の暮らしぶりを見てみますと、消費税を上げるところの根拠は1つもございません。そういう点で、議員諸氏の皆さんの賛同をぜひお願いいたしまして、提案説明いたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番 山田議員。

○山田議員 私は、ただいまの西澤議員の意見書の提出なんですけども、反対討論になると思いますが、ただいま日本の経済は本当に厳しい状態になっているところだと思っております。我々事業を営む者も本当に苦しんでいる時代でございますけども、消費税に成りかわるいろんなことが考えられますが、全国民、一般全員の方々にそれなりに協力をしていただける範囲でこのような策がとられているのではないかと考えております。先進国の中で消費税5%というのは本当に最も低い、日本の国は最もパーセントだということは聞いております。本当に老人福祉、いろんな福祉の方にご要望もいろいろありますけれども、それを完全に全うする方向に行かなければならないのであれば、国民の皆さんに理解していただき、そのような措置をとっていかねばならないことも考えられるのではないかと私は考えております。

以上です。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、意見書第2号は否決されました。

次に、日程第16 意見書第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 意見書第3号 国民生活を応援する経済対策を求める意見書(案)。

上記の議案を提出する。

平成20年9月19日。

甲良町議会議長。

提出者 甲良町議会議員、西澤議員。

○藤堂議長 本意見書については、西澤議員から提出されておりますので、西澤議員に提案説明を求めます。

10番 西澤議員。

○西澤議員 意見書第3号 国民生活を応援する経済対策を求める意見書(案)を、朗読をして提案にかえさせていただきます。

内閣府が発表した8月「月例経済報告」では、「景気はこのところ弱含んでいる」と、7月に続き、景気が下降しているとの判断をした。6月・7月の「月例経済報告」の景気基調の判断は、「景気の足踏み状態」との表現であったものが、景気が後退しているとの表現に変わった。景気後退への暗転は、「外需頼み」という日本経済の脆弱な体質と深くかかわっている。この間、企業の国際競争力を強くすれば日本経済もよくなるとして、規制緩和や法人税減税などを進めてきたが、一方で、国民の中に格差や貧困が広がり、中小企業経営の困難が増大し、個人消費などが、内需が低迷したままで推移してきた。

既に与党は経済対策を発表しているが、日本経済の健全な発展のためにも、「外需頼み」から内需主導に、大企業から家計・国民へ——経済政策の軸足

の転換が強く求められている。

とりわけ燃料価格の高騰や食料品・諸物価の高騰は、国民生活はもとより、農業・漁業・運送業・建設業などの中小零細業者の経営を困難に陥れており、以下の項目で緊急経済対策を強化するよう求めるものである。

記。

1、急激な燃料や原材料費の価格上昇の主因である投機マネーの国際的な規制の先頭に立つとともに、燃油代の直接補填など、実効性のある緊急対策を行うこと。

2、福祉・医療など社会保障制度にかかわる負担軽減を図るとともに、教育や子育ての経済的負担を軽減するなど、国民生活を支える社会保障制度へ改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月19日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎。

あては、このとおりであります。

加えて説明をするならば、この意見書を提出してから、アメリカ証券業界の破綻、そこからアメリカ経済そのものの破綻が、リーマンブラザーズの破産法の適用申請をもとに表面化をしまいりました。かねてから株式市場と証券業界の低迷から、人類の命と生産に不可欠な穀物や原油の、石油の投機資金が大規模に、専門家によれば50兆ドルと指摘されていますが、日本円に換算して6,000兆円というとてつもない資金が流れ込んで、国際的な規制の必要性が指摘されています。

福田首相は、洞爺湖サミットでも、この国際的な投機マネーの規制をテーマにさえもしませんでした。また、社会保障費の2,200億円削減計画こそ後期高齢者医療制度や年金切り下げ、医療の破壊の元凶であることをしっかり見ておかねばなりません。それらは、小さな町からの発信こそ大切な視点であることを強調したいと思います。議員諸氏の皆さんの賛同を切にお願いしまして、提案説明といたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本意見書は、関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、意見書第3号は否決されました。

次に、日程第17 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました文書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第18 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各常任委員会の申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

ここで、しばらく休憩をいたします。

(午前11時17分 休憩)

(午前11時40分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を開会いたします。

日程第19 これより、一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより順次許しますが、発言時間について一言申し上げます。

本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人35分以内としますので、行政側も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

まず最初に、8番 藤堂一彦議員の一般質問を許します。

8番 藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 今、議長の許しを得ましたので、一般質問、3人通告しております。その露払いということで、新人の私が初めにやらせていただきます。

私も過去には一般質問を受けたことがございますが、一般質問をしたとい

うことはございませんので、どんな失礼なことを申し上げるかわかりませんが、ひとつよろしく願い申し上げたいと思います。私の質問をさせていただくことは、道路関係について1点のみでございます。

まず、今までから言われていますように、昔から言われていますように、地域の発展は道路からと言われるように、地域の発展を望むなら道路はなくてはならないというようなことであると思っております。

そこで、私は、甲良町を縦に走る道路3本、この3路線につきましては、甲良町の重要な主幹道路であろうというふうに思っておりますので、その1つは、北部農免道路、これ、昔の名前で申し上げますが、今は新しく道路名が変わっていると思いますけども、場所さえわかっただけであればと思ひまして、北部農免道路、呉竹の交差点から北海製罐の北を走り、北落の307まで、その1路線、そして、甲良町の中央と言いますと語弊があるかも知れませんが、真ん中を走る県道だと思ひますけども、敏満寺野口線、野口敏満寺線というのかな、どちら、これも場所さえわかっただけであれば。これは、中山道から尼子駅を通過し、役場の横を通り、307号を横切って金屋橋まで、それは、私は甲良町の中央を走る1つの幹線である。もう一つの幹線と言ひますのは、南部農免道路であります。農協のカントリーエレベーターから柘公園の横を通って池寺地先の307まで。これが3本目の主な、この3本が主な道路だと思ひしております。

そこで、担当されております担当主監にお聞きいたしますが、まず初めに、中央を走る野口敏満寺線につきましては、これを人間にたとえるなら人間の背骨に当たる部分であろうというふうに思ひしておりますので、その中で甲良町の区域は中山道から上流側、下につきましては彦根側ということでございますが、その一番俗いと言ひていいかわかりませんが、8号線の交差点、それから、中山道の交差点、それが私の知る限りでは十数年間何も手を加えられずに放置されていると言ひていいと思ひます。それがかなりの難しさがあるのでであろうというふうな思ひをしておりますが、なぜその交差点改良を、2カ所の交差点改良ができないのか。わかっている範囲、お答え願ひたいと思ひます。よろしく願ひします。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 まず、第1点目で、県道野口敏満寺線の未改良区間、これ、2カ所ございます。今もご質問がございましたように、中山道のところの出町交差点が1カ所でございますし、8号線がございます。そこに未改良区間が1カ所ございまして、合計2カ所の未改良区間がございます。

まず、1点目の、出町の交差点でございますが、ここについては平成20年度で工事の着手をするというふうな計画が持たれて用地買収なりを推進を

されてきたものでございますが、一部買収についての条件が変更になりました改良ができない。また、隣接の公団等の問題がございまして同意が得られないというところで、今年度の着工については見送りをされているような状況でございますが、用地の方の關係の、今後、買収的な部分についての詰めをして、平成21年度には県の方も南側のあいた部分だけでもかかっていて、一応の開通は持っていきたいというふうな計画をされているものでございます。

また、8号線の交差点の部分につきましては、80%方用地関係者のご同意は願われているわけでございますが、2件の方につきましてはの用地買収的な問題で困難があって、ちょっとかかれていないというふうな状況でございます。用地関係者、何名かおられますが、聞いておりますと、後の方についてはすべて合意ができているというところでございますが、あと2件の方の整理ができ次第にまた、これについては順次着工をしていきたいというふう

に県の方は考えておられますので、よろしくお願いをします。

○藤堂議長 藤堂議員。

○藤堂一彦議員 中山道については21年度からかかっていくというようなあれでございましたが、8号線についてはまだ用地がというような理解でよろしいでしょうか。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 中山道の方につきましては21年度に向けての最終的な用地買収の問題の整理をしてかかっていくというふうに聞いておりますし、8号線につきましては、2件の方が用地買収が困難でかかっているということでございますので、その辺につきましては、県の方についても、また、町も要望していきながら着工していただくように進めていきたいと思

います。

○藤堂議長 1つだけ、ちょっと注意します。挙手を願うて、指名してから発言してください。

藤堂議員。

○藤堂一彦議員 それでは、これをもう少し突っ込んで聞いていきたいと思

います。

この8号線の2件の用地がまだ未完成であると。用地買収が未完成であるということでございますが、どの用地が、主監にお尋ねしますが、収用法に抵触される用地だと思

うんですが、その点はどうですか。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 県事業の中で取り組んでいただいておりますので、私の方からその答弁については差し控えさせていただきたいと思

- 藤堂議長 藤堂議員、4回目になりますので、次の質問に移ってください。
- 藤堂一彦議員 今の件については県道やからということですが、収用法に適用されると思いますので、どうかこういう意味においても強く要望していただきたい。そして交渉も強くしていただくということをお願いしておきたいと思います。

続きまして、同じ路線でございますが、ほとんどの路線、この路線のほとんどが圃場整備、あるいは県道拡幅ということで布設をされてきました。これから私が申し上げようとするのは、それ以前に、圃場整備以前にバイパスということで布設された部分でございます。ほかの、後からできたところにつきましては歩道が設置され、道路が完成していますが、そこについてはまだ歩道がない。そういった状況でございますので、その点についての計画はお持ちなのか、県に対してどういうふうな要望をされているのか、お聞かせ願えないでしょうか。

- 藤堂議長 建設水道主監。
- 茶木建設水道主監 歩道のない部分、いわゆる中学校からコンビニの交差点までのご質問だろうと思いますが、滋賀県におきましては、基本的な考え方がございまして、滋賀県では、既にご説明を全協の中でもさせていただきましたが、道路整備アクションプログラムというのを制定されております。その中で甲良町の県道における重要な路線、いわゆる必要な路線はどういうところがあるのかということで調査をしていただきました。今後、向こう10年間に係る整備方針を振興局の方で立てていただいているものでございまして、まず、本町におきましては、基本的には今現在取り組んでいる国道307号線の歩道の計画、それと、甲良多賀線と申しますが、滋賀銀行のところから北海製罐に向かったの歩道整備の計画等々計画をしていただいているものでございます。

ご指摘の部分については、整備アクションプログラム、計上はしておりませんが、ない区間、ご指摘のとおりでございまして、307号線から下の方に向いては既に設置をされておられます。今後につきましては、また地元のご協力なり、また、ご支援をいただいた中での地域の盛り上がりなりをお願いをいたしまして、町の方もそういう計画にまず取り組んでいただけるような形の中で要望していきたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

- 藤堂議長 藤堂議員。
- 藤堂一彦議員 そうすると、今のお話を聞いていると、これから要望していくという段階ですか。
- 藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 歩道の必要性というのはどういうことかということ、まず、やっぱり行政側も認識をして、子どもたちが歩道でないとしても事故の原因があったり、そういう部分も含めて行政側としてどうあるべきかということはやっぱり十分に検討した中での要望をしていかなければならないと思いますし、また、地元からのそういう歩道設置についての強い要望もお願いをした中で取り組んでいくというところでございますので、今後また検討もさせていただいた中での取り組みということになるかと思えます。

○藤堂議長 藤堂議員。

○藤堂一彦議員 いろいろ検討していかならんとしますが、そこには、その路線上といえますか、道の周辺には農協の西支店、それからコンビニ、そして、尼子の第2の公民館と言われる施設、そして、もう少し上へ上がりますと若松医院さん、そして、それを上がってくると甲良中学校、福祉センター、そして役場というような公共的な施設が並んでいる重要な路線だと私は思っておりますので、これが個々に開発されていくと用地買収等々が難航するという、そんな気持ちがありますので、できるだけ早い時期に完成をお願いしたい。要望にして、この件につきましては終わっておきます。

○藤堂議長 藤堂議員、答弁はよろしいか。

○藤堂一彦議員 これはよろしい。

次に、南部農免道路でございますが、先ほど言いましたように、カントリーエレベーターから307まで、この道路につきましては、これも圃場整備以前についた道路で、圃場整備のときにもう少し拡幅して、歩道も設置し、緑地帯も設けてというようなことであればよかったわけでございますが、何しろ用地が必要になりますので、そのままになったまま、当初のままで圃場整備ができた。そうした中で、先ほどの湖東三山インターチェンジの工事がされるやに聞いております。近々されるやに聞いております。そのインターチェンジが開通するならば、当然307は混雑する。そして、307が混雑すれば、ドライバーの意識としてすぐにその混雑から逃れたい。そうすると、その横道であります南部農免道路といえますか、そこへ流れていくであろうと想定されます。そういったことから、あれは町道やと思うんですけども、その改修計画はあるかないか、お聞かせ願いたいと思えます。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 町道名は、池寺下之郷線ということで認定をさせていただいております。この道路につきましては、甲良町の第2次総合計画が平成11年3月に策定されました。この中にも南部の方の幹線道路ということで重要な路線であるので改良していこうということで計画しているものでございます。それが、現在は滋賀県の道路整備アクションプログラムの中にも

計上をして道路整備をかかっているということでも計上もさせていただいている路線でもございます。

それと、湖東三山のインターチェンジが平成24年に開通に向けて取り組んでいるものでございまして、甲良町につきましては、アクセス道路として8号線から307号線までの重要な路線ということで位置づけをしているものでございまして、この路線につきましても県道の追認をしていただいで、県の方で道路を取りかかっているという要望を今後進めていきたいというふうにも考えております。今後は、そういう要望も含めて町としてどういう改良をしていくのかということも整理をしていかなければならないというふうに考えております。

それと、かかっている時期につきましては、今後また地元なり、調整をしながら時期を決定して工事にかかっているというふうに考えておるものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○藤堂議長 藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 今の答弁を聞いていますと、あの道路をアクセス道路として県の方に改良をお願いしているという理解でよろしいのでしょうか。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 お願いをしていくということでご理解願いたいと思います。

○藤堂議長 藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 お願いをしていくという、これからの問題であろうと思うんですけども、この道路については主監も重要性を感じておられるというふうに思っております。今の答弁を聞いて、重要性を感じておられるというふうに思っておりますので、仮に今現在は町道でありますので、仮に県がその事業採択をされなかったらどうするのか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 道路整備アクションプログラムに、この道路は載せておりますし、どうしてもその辺が見通しが立たないという場合は、町の方で県なり国の交付金をいただいて、最終的には整備をしていかなければならないというふうに考えているところでございますが、やはり地域の発展等を考えますと、インターのアクセスというところで幹線道路としての整備をしていただきたいというところで要望していきたいというところで今考えておるものでございます。

○藤堂議長 藤堂議員、4回目になりますけども、1回だけ許可しますので、どうぞ。

○藤堂一彦議員 町の財政もなかなか難しいというふうに思いますので、でき

るだけ上層機関でお金を出していただくというのが、これは町職員、あるいは町長以下、町民すべてが願うところでありますので、このインターチェンジが開通すると同時に、この道路が一部でも利用できるような、早い時期に改良工事に努めてもらうように一層の努力をお願い申し上げて、道路に関してだけですので、これで私の質問は終わらせていただきます。よろしく願いします。

○藤堂議長 藤堂一彦議員の一般質問が終わりました。

ここで、しばらく休憩をいたします。昼食時間に入りますので、1時半まで休憩をいたします。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 1時38分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

続いて、11番 北川議員の一般質問を許します。

11番 北川議員。

○北川議員 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、犬上川左岸および、いわゆる川底といいますか、河床対策ということのテーマで質問をさせていただきます。

まず最初に、犬上川左岸改修が金屋地先で実施されたが、残りの地域の見通しについてということでございます。ご承知のとおり、甲良町を經由して琵琶湖に流れる1級河川は、甲良町みな川、四の井川、そして正楽寺川、そして犬上川、幾つもの1級河川がございます。とりわけ犬上川は犬上ダムの奥深く、鈴鹿山系を源流として、その水流は特に甲良町にとって、農業用水や水環境、生活・文化に至るまで大変重要な役割を果たしております。その犬上川も、すべての地域の人々や多くの人たちの手によって、よくもなったり、あるいは、環境悪化で悪くなったりすることもあるのではないのでしょうか。

私たち甲良町域、金屋地先から下流のむちん橋に至るまで、約4キロメートル、犬上川左岸、手がかからない部分、入らない部分、雑木林か、はたまた密林かと言われるほど樹木が生い茂っており、このまま放置すればますます手がつけられない、このような様相になるのではないか、そういう危惧をいたしております。

私たち甲良町議会の議員も、例えば、自由民主党県議団の政調活動の一環で、犬上3町との要望等の懇談会もございます。こういう中で私たちも現状、実情を訴えてまいりました。5年ほど前にも、金屋地先におきまして、部分的ではありますが、ちょうど名神の上流部分、下流部分の改修整備をしてい

ただきました。継続的にこうしたことが進められるという、私たちも期待をしておりましたが、なかなか進展が見られないのが現状であります。

聞くとおきよるところによりますと、ちょうどあの当時、対岸も、いわゆる多賀町の森の側ですか、も一部分整備をされました。単年度事業であって、あとは地元が責任を持ってしてくれというようなことを地元の人からも伺っております。それではあまりにも中途半端であって、地元に住む私たちにとっては何としてでも継続的な事業を展開していただきたい。このような思いをいたしているところでもあります。

そこで、建設水道主監にお尋ねをします。あの部分的整備は、当時、本当にしてもらってよかったなというような思いをしておりました。黒田前県会議員にもお話をさせていただきました。地元県議員のお力もあったのではなかったのか、そういう思いもしておりますが、その後、何かぶつっととまった感じで今日に至っております。今後、この整備に対してどのように県当局ならびに、もちろん犬上川も1級河川でございますので、基本的には国交省の管轄ではありますが、ある程度事業を進めていただくのは県ではないか、このような思いをしておりますが、県との折衝、あるいは進展等、主監の方でお話を進められている部分があるのであれば、説明いただきたい。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 犬上川の左岸側の整備でございます。これにつきましては、今ほどもご質問の中にもありましたように、金屋地先におきましては福寿橋から上流、いわゆる竹林の中につきましては整備をしていただいて、字の方で管理をしていただくということで、竹林の中に約3メートルぐらいの幅で伐採をしていただいて、竹を使った利用もされるということから、地元との協定を結んでいただいて整備をしていただきました。これは平成19年度に行っていたわけでございます。

それから、下流の方につきましても、現状につきましては、今ご指摘のありますように、雑木なり、いわゆる竹が生い茂っている状況でございます。これにつきましても、平成18年度にも一部除去をしていただく工事もしていただきましたし、平成19年度にもそういう除去のお願いをしてできております。平成20年度、今年度におきましても一部の伐採を含めて取り除く工事をしていくということで、県の方も治水面から安全を守るためにも整備を進めていくということで今の河川敷内での除去の整備に取り組んでいただいているところがございます。今の状況としてはそういう状況でございます。

○藤堂議長 北川議員。

○北川議員 今の答弁では、いわゆる福寿橋の上流ですから、金屋地先ということになるわけですね。ちょうどこの間、私もデジカメで福寿橋の上流、写

真を撮ってきました。このためにデジカメ、さらを買ったんです。ちょうど福寿橋の上流から見ると、非常にこの竹林がどんどんどんどんと川の中に追ってきているんですね。参考のために見てください。一番下です。竹は、上に伸びるのは1日で1メートルでも伸びるんですよ。これだけ生育が盛んというか、発達している。根の方は1年に大体7メートルから8メートル。これだけ竹は伸びるんです。5年で生育した竹は枯れるらしいんですけど、新しい竹がどんどんどんどん増えていく。根はどんどんどんどん進んでいくわけですね。大体表土から30センチぐらいのところですずっと進んでいくらしいんですけど、段がどっとあれば、もう竹は進まないというような、そういう性格というのか、性質があるらしいんですけども、そういうことで、もしいち、この竹がどんどんどんどん進んでいったらどうなるか。大変な私は危惧をしているんですけども、今ほど主監の話では、上流は金屋の地域の皆さんに、いわゆる町おこし、むらづくりで伐採をしてもらって、それを2次製品、いわゆる竹炭等にかえて一石二鳥で、伐採と竹炭、一石二鳥でできるだけ整備をする、そういうことを言うておられるわけですね。金屋の皆さん、大変ご理解があつてありがたいことやと思うんですけども、下流の方は18年、19年も一部伐採をした。しょっちゅう通っているんですけど、あまり見えてこないですね、伐採した形跡というのか、痕跡というんですか。これは、福寿橋から犬上大橋の間ですか。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 18年、19年とわたって整備をしていただいている箇所は、小川原地先になります。

○藤堂議長 北川議員。

○北川議員 小川原地先ですね。私、この間も小川原地先も写真を撮りに行つたんです。これ、新幹線の上ですわ、ちょうど。新幹線が通っているんです、上。これ、小川原のグラウンドの奥、一面竹林ですわ。参考のために見てください。一番下が小川原のグラウンド。一番上が新幹線の通り。本当に1年たつとすごい繁殖というんですか、すごいですね。このままじゃ大変やなどという思いがしています。後でこの件については関連する部分がありますので、深くは追及しません。けども、左岸の改修は、私は非常に大事やと思うんです。

昔に、左岸をもっときれいにして、公園化をして、そして、みんなが集えるような場所をつくってはどうかという、そういう発想を持ったことがあるんですよ。例えば、身近なところでは宇曾川、宇曾川の下八木やったか、小八木やったか、北八木やったか、旧の役場の前の道を行つた宇曾川の端の上下流のところにグラウンドゴルフの会場をつくっていますわ、河川敷に。沖

村か、宇曾川の。向こう側やで沖村か。見ていると、きれいにしてあるからごみをほかさないんですね。だから、きれいにするによってごみをほかす人も少のうなる。これは良心がとがめるからです。そして、憩いの場所としても活用ができる。

だから、使用するに当たっては、小川原のグラウンドじゃないですけども、許可をもらってそういう整備をする必要があるやろけど、犬上川のクリーン作戦が平成10年から始まりました。私も初めての第1回からずっと参加しています。3年ほど前に1回雪で飛びましたが、今年で9回目か10回目を迎える、そういうところまで来ました。

当初、広域主監がおりますが、あのときの担当者、1回目の最初るとき、家電から家財道具からタイヤから庭石から食料品から、100トンあったんですよ。100トンのごみがほかしてあったんです。次の年、それが半分になった、ちょうど。今でも覚えていますわ。一度、私、竹で目を突いたことがあったのでよう覚えてる。だから、これは、やっぱり環境をきれいにすることによってそういうごみも少のうなるのではないか、そういう思いをしているんですね。

したがって、左岸、何としてでも地域、みんなの力できれいにするだけではなかなかこれも限られて限度があります。県の方なり、国のお力をお願いしながら進めていただきたい。この件について、最後に一言、主監、そういう公園化とかの構想というのはありますか。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 今、お話しされていたときには、みずべみらい再生事業という県の事業がございました。これによって犬上川を整備していこうという計画を上流から立ててきているわけですが、県の方もいろいろな財政事情等がございまして、このみずべみらい再生事業については、今は事業は中止を県はされているというふうな状況でございます。

○藤堂議長 北川議員。

○北川議員 みずべみらい再生事業とか、水環境整備事業とか、いろんな事業がありますけども、名前だけに終わらないように、きっちりその事業が遂行していただけるように最大限の努力をしていただきたい、このような思いをしております。

2点目の、犬上川「かわどこ」というのが正しいのか、「かしょう」というのが正しいのか、ちょっとわからんですけど、主監、どっちなんですかね、これは。「かしょう」か。河床の樹木、竹林対策、これも同じことなんですけども、これはしゅんせつについて質問をしたい、このように思います。

この写真もありますけども、犬上川、なかなか、犬上川だけじゃなくて、こ

の近隣では宇曾川も芹川も、宇曾川は比較的少ないかな。芹川も特にひどいし、愛知川も、私はちょうど名神の八日市インターへ入る新しい橋ができた、あのところをよく通るんですけども、あそこの上下もかなりひどい。そして、稲枝の本庄、田附、あそこらもかなりひどい。犬上川に至っては開出今、宇尾、あの地域もひどいですね。かなり樹木が増えております。

この中で私たちも、先ほどの左岸同様、自由民主党の県議会、政調会にも再度、再度、会議があるたびにお願いをしておりました。去年は、6月25、26日と、私たち議会も茶木主監、町長を含めて東京に陳情に行っていました。国交省の門松河川局長、岡本財務局長、菅総務大臣含めて、犬上川の実情を訴えてまいりました。これが、犬上川の犬上大橋から上流を見た写真。下流を見た写真なんです。

5年ほど前に本当に、ちょうど犬上大橋の橋げたのところまで木の枝が伸びてきていたんです、大木になって。大変なことになるということでやかましい言うて、黒田県会議員やら政調会の人たちに言うて、やっとの思いで、あの前後、伐採してもらいました。伐採したから、今ちょうど、大きな木が生えていないんですけどね、この犬上大橋のところは。それだけこの繁殖というんですか、すごいわけですね。上水で水が流れていたら草や木は生えないと思うんですけども、除去するのと、要は上水にどうして持っていくか。非常に難しい問題。これは、ダムがあって、やっぱり農業用水の関係があるから、取水という問題が絡んできますので非常に難しい。常に水が流れている、例えば、ちょうど中山道よりもうちょっと上からつーつと下は常に水がたっぷり、宇曾川はたまっているんですね。だから、生えないんですよ。空気も遮断されるし。だから、常に水が流れているところは生えないんです。ただ、難しいのは、そういう管理ができるかどうか、非常に難しいところです。けども、このままじゃ大変やなど。

10月3日の日に、愛知川の上流の永源寺で、1時間に100ミリを超す大量の雨が降りました。永源寺の人に聞いたんですけど、あと1メートルで堤防が決壊するところまで行った。犬上川も過去には近江鉄道の橋げたが傾いた。ちょうど犬上川の、金屋の橋があと50センチか1メートルで橋のところまで来る雨が降ったときがありました。ああいう雨が降って、一気に流れたら、その生えている樹木が小川原地先の新幹線や近江鉄道の橋げたのところまでびたっととめられたら大変なことになります。小川原や呉竹の住民の皆さんのところに大被害が起こる可能性もあります。そういうことを考えると、他人事ではない。そういう思いもしております。

そこで、町長に一度お伺いしたいんですけども、あの河床の樹木の伐採としゅんせつというのは可能なんですか。というのは、例えば、県や国がなか

なかうんと言わない。甲良町で、たとえ1年に100メートルずつでも下流から単費でも整備しようという、そういう思いはどうなんですかね。難しいんですか。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 私も非常に犬上川の樹木については関心を持っています。議員おっしゃられるように、やはり河床が上がっていったのが原因ではなかろうかなというように思います。従来、滋賀県の河川を見ましても、天井川というのはあまり草津とか、南の方で代表的なものはあったんですが、今、県内の河川を見渡しますと、ほとんどが天井川ということでございますので、私はやはり水辺を確保していくことが樹木の繁殖を防ぐ大きな手段ではないかなということで、北川議員、議長時分にそういうように精力的に動いていただきまして、その後も、私も一番よく犬上川をご存じの県会議員の中村さんといろいろ話をしながら、砂利を採取すれば、ある程度河床を下げれば、そういったことがカバーできるので、その辺は中村さんもよく知っているやろうという話をしながら進めるのと、砂利組合等に委託をすれば、経費もほとんどかからないということで、とりあえず今の状況では、会うたびにそういう河床の、2メートルぐらいは下げないと多分だめかなというふうに思っていますので、そういう河床のしゅんせつを行っていただいて、やはり水が流れるようにすることが大事かなというように思っています。なかなか単費でそれを掘っていくということは、ちょっと今の財政状況の中では無理かなというように思います。

○藤堂議長 北川議員。

○北川議員 私に言わせたら、甲良町の住民の生命と財産を守るために、出血を覚悟で、今、町長がおっしゃるように、2メートルしゅんせつすれば、その砂利を業者に引き取ってもらって工事費をただにしてもらうというぐらいな気持ちで、少しずつでもやってアクションを起こしてもらって、それを県や国に認めてもらうて、このままじゃあかん、地元自治体も頑張っているやな、予算つけたらどうかというような方向に持っていけるように、お願いをしたい、このように思います。

次に、2番目の1市3町の合併について質問したい、このように思います。

1市3町の合併について、合併新法期限内での、今日までの取り組みと進捗状況なんですけども、私も合併協議会にいた経緯がございます。合併については、皆さんもご承知のとおり、平成の大合併、平成12年から始まった合併特例法、5年の時限立法、国は当時の自治体数を3分の1にする目標を立ててスタートした。結果、私たちの地域は、当初、米原町も含めた1市4町での合併が模索された。米原が離れた後、1市3町、すなわち、彦根、犬

上で合併協議会が、平成14年の9月開催、スタートをした。回を重ね、すべての合併協議もほぼ終わるころ、合併について1市3町で意向調査が行われ、甲良、豊郷は合併賛成が過半数を超え、彦根、多賀は合併反対が過半数を超え、結果的には当時の中島市長が、平成16年2月の合併協議会で1市3町の合併を白紙に戻すとの見解を発表した。そのことで、事実上合併は破綻をし、今日に至っております。

その間、平成17年3月、合併特例法が期限切れと同時に、合併新法が平成22年3月までの時限立法で制定されております。この間、県下の状況は、50市町村が13市13町となり、さらには今日、湖北1市6町で長浜市に吸収する合併の話が現実味を帯びております。

また、蒲生、近江八幡区域では、安土町長が近江八幡市や竜王町に積極的に合併推進の働きかけをいたしておることも記事に出るなど、合併新法期限内での合併に向けての方向性が打ち出されようとする市町がある中で、県下の中でこのままでは唯一取り残されるのではないかと、そんな思いの彦根・犬上1市3町であります。全く合併の話題もないままざるざる合併新法の法定期限を迎えるのか、大変な局面にあるのではないかと私は思っております。

そこで、平成16年2月の合併協での前市長の白紙撤回発言から今日まで、全くいろんな方法で、あるいは、いろんな方向での合併の進展とか、あるいは話題とか、話し合いとかが進んでいないような気もするわけですが、行政としてはどのように考えておられ、あるいは、取り組もうとしておられるのか、その点を伺いたいというように思います。

○藤堂議長 野瀬総務主監。

○野瀬総務主監 経緯につきましては、今、北川議員から詳しく質問の中で触れていただいたとおりでございます。結論的には、この彦根を含む犬上郡1市3町の合併枠組みは目下進んでいないというのが現状でございます。

この間、合併新法におきまして、県が構想を立てる必要がありましたので、平成18年12月26日に、前枠組みと同じく、彦根市、豊郷、甲良、多賀町の人口13万人の組み合わせが再び県の構想で提示をされました。平成19年に移りましては、市町村合併を考える意見交換会が彦根の商工会議所で19年9月8日に、総務省合併推進課の理事を招いての意見交換会、さらには、同年11月15日は総務省の自治行政局と1市4町の町長、これは愛荘町の町長も含みましての、今年、振興局での意見交換会が開催されました。20年度に入って、県のアクションというのは、今のところはおこなわれておりませんが、今後も20年度においては具体のアクションは今のところ考えていないということでございますので、県はそういう状況でありますし、1市3町の行政としてもアクションを移すという段階には至っておりません。

○藤堂議長 北川議員。

○北川議員 正直言うて、一度破綻した中で再度同じ、いわばメンバーで、同じテーブルにつくというのは非常に難しい。そのことは事実であります。私もちょうど15年、16年合併協のメンバーとして会議に参加をさせていただいておりました。当時は、合併推進派の市長でございましたから、比較的話の方はうまくいったつもりであった。ところが、最後に意向調査なるものを実施したために、土壇場のどんでん返しになった。それが合併破綻の決め手になりました。ということで、私たちは大いに期待をしておったんですけども、残念ながら合併が進まなかった。そういう経緯があります。

今、主監がお話しされました。合併特例が終わって、合併新法の中で再度県の方では彦根・犬上、一度だけ私も聞いているんなことがあります。やはり生活圏が同じ彦根・犬上の合併が望ましいというような話がありました。ただ、そういう話があっただけで進展がないというのは非常に残念であります。そういう中で、もともと一番最初合併を推進する県の姿勢というのが、例えば、私たちも議会である当時、振興課の西川さんなり、いろんな勉強会の講師にお招きして、合併の勉強をさせていただいた、そういう経緯があります。そのときは県事務所、当時は県事務所の単位で、大体もともと合併のパターンというのは県事務所単位の8パターン、滋賀県は8つの県事務所で最初に合併のパターンをつくったわけですから、彦根県事務所管内の私たちもそういうことでは合併をするのが望ましいという話で指導されておった。

ところが、今、地域振興局という名前に変わって、全く県の出先機関である地元の振興局が全く指導もアクションも何も起こさないということ自体が、私はおかしいんとちゃうかと。県が合併を進めておって、肝心な地元の振興局が動かない。どういうことなのかなというような思いもしているんですけど、そこらは、総務主監、どうなんですか。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 ちょっと話が飛ぶかもしれませんが、そういう状況にありますので、平成19年に甲良町長が管内の首長、これは愛荘町も含まれますが、1市4町長の広域行政ということで、広域行政をテーマに不定期ではあるんですけど、会場を持ち回りによりまして広域行政の首長議論をしているということでございます。ただし、彦根市の状況、愛荘町も一たん合併をしたということで、残念ながら合併以外の広域行政のテーマでというのが主題になっておりまして、合併の話題には少し入れていないというのが実情でございます。

そこで、県といたしましては、一応、合併に対しても自治振興課、それから湖東地域振興局管内の指導ということがありますので、状況は具体の指導

には入らないということではありますが、今聞いてみますと、議員さんにも通知があると思うんですが、平成20年11月11日に、彦根・愛知・犬上市町議会議長会での議員研修を湖東振興局主催で講師を招いて行うということで、これは前議員さんと関係行政職員と、町長も含みますけども、それを行うので、これは大々的に合併をメインにということではなしに、地域自治、住民自治という中でそういうテーマにも触れるということは言っておられますので、当面はそのことが振興局主催で行われるという内容でございます。

以上です。

○藤堂議長 北川議員。

○北川議員 ということは、なかなか合併の部分については見えてこないですね。今、主監が1市4町で議論をいろいろされておると、しかし、合併以外というところ辺りが、もうひとつ、核心の部分という面では何か抜けているなというような感じがするんですけども、今回、初めての試みですかね。市長会と、いわゆる首長会と議長会が連携をとって勉強会をやるというのは、これは初めてなんですね。議長会は彦愛犬の議長会とか、いろんな形でのそういう勉強会、研修会はあるんですけども、首長さんも含めた形の研修というのは初めてやと思うんですけども、その中でできるだけそういう合併の議論もできるテーマも、ひとつ盛り込んでいただけたら大変ありがたいな、そういう思いをします。

既に、野瀬主監から配布していただいた資料、これを見ると、この新法、17年4月から始まっていますが、いわゆる県は市町村合併調整委員、知事が任命してあつせん。あるいは、合併協議会設置勧告、合併協議推進勧告、こうした合併が進んでいないところに対して、いわば適切に指導を入れているということもうたっているんですけども、なかなか現実味を帯びてこない。非常に残念です。先ほどの話もありました。私たち、一人一人の議員がアクションを起こすのは大変難しい。首長間、あるいは議長間、特に首長間で話し合いをしていただいて、そして、協議のできる場をつくっていただける。そういうお願いをできるだけ進めていただきたい。町長、よろしくお願ひしたいと思います。もう答弁は結構です。

いよいよ3点目のふるさと交流村について質問をさせていただきたい、このように思います。ふるさと交流村建設にあたり、補助金交付の現状と今後の見通しについてであります。

ふるさと交流村構想は、甲良町第2次総合計画、水道主監も第2次総合計画、平成11年に言われました。平成11年に策定をされました。その中に交流村構想も確かに入っておりました。そのふるさと交流村構想は、当時の町長の間では話題にもならず、現実味を帯びることもなく経過する中、平

成17年11月、山崎新町長になって、平成18年9月議会で初めてふるさと交流村の計画が説明されました。その後、平成19年8月2日、全員協議会で事業費総額を含む事業概要の説明があり、平成19年12月議会で初めて議員からの質問で用地買収が完了した報告があり、あとはご承知のとおり、3月議会で用地買収費の追認議決をする中、いわば議会軽視の部分も私はあったのではないかと、そういう思いもしておりました。

そんな中、調査費の補正予算も議会承認し、紆余曲折はあるものの、一応交流村事業はスタートしたのではないかと、そのような思いをしております。中山主監の説明によれば、事業費内訳は、平成20年度実施設計2,984万円、平成21年度駐車場、トイレ1億500万、総合案内所、直売所2億400万、景観水路500万、町道、コミュニティ広場1,500万、21年度総事業費が、予算、予定として3億2,900万。平成22年度、加工・飲食施設、展示温室2億3,136万、町道、コミュニティ広場1,780万、合計2億4,916万の事業費の予定予算であります。20年度は、実施設計以外に、既に土地開発基金から1億3,336万円用地買収費として出ているわけでございまして、合計7億4,136万円が総事業費。そのうち、主監の説明では、補助金が3億7,661万3,000円ということになります。

そこで、お伺いを……。

○藤堂議長 質問制限時間がいっぱいになりました。今の答弁の途中ですけれども、今回、初めての制限時間を引いておりますので、今までのところの答弁でよろしいですか。

○北川議員 そこでお伺いするという。

○藤堂議長 部分だけ言うてください。

○北川議員 そこでお伺いをします。

今年度は、実施設計段階であるが、設計予算として2,984万円が計画されている中で、20年度の交付金は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金対象事業費1,500万のうちの2分の1、750万と説明を受けたが、間違いありませんか。

○藤堂議長 産業振興主監。全部の答弁に答えてください。もうありませんので。

○中山産業振興主監 最後にいただいた750万、間違いございません。

○北川議員 わかりました。これで質問を終わります。

○藤堂議長 北川議員の一般質問が終わりました。

続いて、10番 西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○西澤議員 早速質問を始めさせていただきます。

1つ目は、日本国憲法擁護の町長姿勢についてであります。「広報こうら」8月号の町長のあいさつは、戦争を憎み、平和を愛する町民と、それにとどまらず、その内容を知った人々に驚きと感動を与えています。それは、改憲勢力が戦争放棄、武力不保持を宣言した憲法9条に焦点を当ててさまざまな攻撃をかけている重大な情勢にあり、全国に7,000を超える大小の9条の会が組織されている国民との戦いとも響き合ったものだからだと思います。甲良町でも9条の会が立ち上げられ、そして、ピースウオークで甲良町を通過をして、東京に向かわれる、こういう取り組みもされました。戦争、つまり、憲法で明確に規定している国策による武力行使、人殺し、文明と生産への破壊活動ですが、これにつながる一つ一つを阻止すること、あるいは、容認しないことがとても大切だと考えます。

そこで、イラクへの給油活動も法的根拠となる新テロ特措法が期限切れを来年迎えますが、自民・公明は、インド洋での給油活動継続で合意をし、新テロ特措法延長法案提出に連動させたい意向を示しました。この再延長をねらう法案提出に反対の態度を表明すべきだと考えますが、まず、最初にお願いいたします。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 憲法9条というのは、日本国の最上位にある法令でございます、我々はその法律に基づいて、身近な法律なり、制度をつくっていつているわけでございます。

ただいま質問のありましたイラクへの派遣につきましては、日本は不戦国という、戦わないという姿勢は、現状では直接的には感じることはないわけですが、間接的にはそういうような思いをしております。自治体の長としての見解というのは、皆さんも含めいろんな考えがあるかというように思いますので、町長としての意見は出せないというように思いますけど、私個人としては、やはりそういうような戦争、戦いにつながっていくような派遣等については自重すべきであるというようにことは思っておりますが、現状を考えてみますと、一定、そういう派遣法なりを見て、現実の働きを見ていますと、戦わないという姿勢については一定の規制が働いているのではないかなというように思っております。

しかし、個人的にはできるだけそういったものにストップをかける考えでもおりますので、機会あるごとに憲法なり、平和というものを感じながら、節目節目で広報に載せて、自分の考えを公表しているわけでございますので、また、政府等に対しても自分の意見が届くような方策を考えてまいりたいというように思っております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 8月広報の切り抜きを持ってまいりましたが、非常に文面としても、また、気持ちとしてもよくあらわれておりまして、下のところに書かれています。二度と戦争をしない。戦うための武器を持たない。不戦ではなく、非戦国として一貫して他国と争わない。二度と戦争を起こさないという姿勢を貫き通したことは、私たちの誇りであると思うのですと書かれていまして、広報のトップページに、町長という形で記載されています。ですから、そういう点では、山崎町長の個人という形ではなくて、行政のトップとしてのかじ取りの1つとして表明をされたのだというように思います。

私は、現実には起きている憲法9条を踏みにじるさまざまな問題に一つ一つ向き合うこと、これ抜きに憲法擁護はないと思いますし、また、憲法擁護や反戦平和の心は、おのずと人々の日々の営みを慈しみ、等しく命の、人の命を尊重すること包含しているものだと考えます。現憲法はひときわすぐれている理念として国民の生存権が具体的に明記されていることであります。この真髓を地方政治に生き生きと活かしていくことが地方政治の課題だとも考えます。この点はいかがでしょうか。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 すべての憲法、特に恒久平和であるとか、基本的人権というように、まだまだ憲法に述べられたことが日本社会では実現されていないことが多々あります。我々地方自治体を預かる者としては、やはり身近な住民の生活に憲法を活かすという基本的な姿勢で今後も自治の運営に携わってまいりたいというように思っております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、憲法の平和条項を守る立場を町民の暮らしや農業を守る立場、今も表明されました、民主主義を発展させる立場を貫くことを希望して、以下の質問に進んでまいります。

1つは、放置土地の整理についてであります。私は、放置土地と呼んでいますが、放置土地裁判にかかわって、私たちは大変理解に苦しむ書面が提出されてまいりました。町が買収し、保有している土地を、どんな原簿で、どのような状態で管理をしているのか。これでも行政が行っている事務かと疑ってしまったのであります。書面は、8月4日付で提出されています。

1、2例を紹介いたしますと、監査請求を行った段階の土地の概略、つまり、そのままではございません。わかりやすいように系図化したものであります。1つは、物件番号が2-13と明記されていまして、当初、町が提出したリストには569.37平米、こういうようになっています。ところが、8月4日付で提出された書面には、実はよく調べてみたら、呉竹116の2番

地、宅地150.89平米は、実は道路でありましたと。同じように、116の10は道路であった。宅地229.67のように、この物件2-13については、4つが、調べてみれば道路敷きでありましたというわけです。そうしますと、当初提出された569.37平米からそれらを引きますと、368.28平米になってしまいます。つまり、保有している土地そのものが台帳の中で目減りをしてしまっています。

もう一つは、管理の疑問を呈する1つであります。リスト番号2-16番です。当初提出されたリストは、930.00平米。つまり、1反近くあります。用地の利用方法はといえば、センターの駐車場に計画したいと書かれています。これは、なぜ残ったのかと私たちが聞いたことに答えた回答であります。ところが、8月4日に出された書面には、実は緑地でありましたと。それが160.95平米、呉竹の118の17番地の土地であります。そして、さらに、センターの駐車場だと言っていたにもかかわらず、前回の書面提出後、現在は道路と個人所有になっていきます。つまり、いつの間にかセンター駐車場が計画変更されているんです。これが呉竹の144番地、426.42平米です。つまり、これを差し引きますと、930平米の広さが、何と342.63平米に減ってしまっているんです。こういうように、どういうところで管理をされているのか、お尋ねいたします。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 今のご質問につきましては、裁判中でございますので、その中でお答えをさせていただきたいというふうに考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 裁判は、損害請求を起こしている裁判であります。しかし、これは町の財産をどう管理しているかという問題でありまして、裁判とリンクをしている問題ではありません。そういう点では、何を根拠に残地としている物件を発表したのかに疑問が先走ります。甲良町財務規則の123条、これでありまして、公有財産の台帳の備えつけを義務づけています。公有財産に関しては119条から138条まで、取得、処分、管理の主管課長の定めが明記をされています。この公有財産に基づいて性格に管理をしていけば、既に道路になっている土地を払い下げ対象に何年もそのままにしておくということはあり得ない話なのであります。答弁を求めます。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 まず、分筆等ができていない部分については、町有地という形で分筆ができるまでは、当然道路という認識を持っていないという形でお答えしている部分も多分に、中にはあります。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 全く答弁になっていないんですよ。払い下げ対象で、残地で、土地会計で保有しているということで一覧表が51カ所出ました。これが監査請求の段階です。それをもとにして、今、裁判で51カ所、約1万6,000平米の処分を怠った。長年放置したということで損害請求の裁判がされています。

これとは別の関係で、今言いましたように、財産の管理がどうなったかという問題でありまして、払い下げ対象となっていたり、他の用途に使用していた土地や道路が緑地だったというのはどうしてその後わかったのか。つき合わせをする台帳が要るはずですよ。分譲宅地が放置されて、その町有地が不法に占有されている。いや、その占有を容認をしていたということがわかったのですが、その事実の一部を突きとめて議会で取り上げたのが平成14年です。あれから6年近くも経過をしています。まともに調べなかったのか。財務規則で定めた公有財産に取得処分が記載されずに正しく管理していなかった疑いがとても濃厚なんですけど、どうなんですか。説明を求めます。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 当然、購入した土地につきましては整理をし、また、分筆等ができた段階で整理もしていくという状況は今までからございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 改めて台帳そのもの、財務規則で規定されています公有財産台帳の提出を、議会に提出をすることを求めたいと思います。

そして、次に移ります。日本農業の現状と再生の課題についてであります。

三笠フーズなどの事故米をめぐっては、菓子業界、病院、給食業業者など、大変な混乱が起きています。きょう、お昼のニュースで太田農水大臣が辞任したニュースが伝わってまいりましたが、これで一件落着ではありません。事件の本質として主犯を明確にしなければ対応が間違うのではないのでしょうか。毎年、75万トンもの米輸入にこだわり続けて、事故米を輸入相手国に返送せず、三笠フーズなどに売却した農水省の無責任さこそ責められるべきであることを明確にしておかなければなりません。改めて安全な食料は日本の大地からという鉄則を貫く必要を痛感させる事件ではないのでしょうか。2つをまとめて主監にお尋ねいたします。

1つは、農業政策で明らかにされていますが、あと10年、いえ、あと5年すると、少数の高齢者が日本の農業を支えることになり、ますます食料危機が加速することが心配されています。農業従事者のうち65歳以上の方が占める割合、農業従事者の将来展望をどのように描いているのか、お尋ねします。

2つ目は、農業の閉塞状態、とりわけ自給率39%に落ち込んだ原因を町の担当政策課としてどのように分析をし、町民の最も望む打開策は何と考えるのか、答弁を求めたいと思います。

○藤堂議長 産業振興課参事。

○川嶋産業振興課参事 農業従事者65歳以上の割合でございますけれども、2005年の農業センサスの数字で、全国では59%になっております。甲良町におきましては、従事者1,312名のうち、65歳以上が405名ということで、30.8%になります。この人数ですけれども、年々減少しております。甲良町においても農業従事者の減少が懸念されたことから、甲良町水田農業ビジョンでは、集落営農および認定農業者と個人農業者を担い手として位置づけ、両者に指導、支援を行うこととしています。

将来展望につきましては、法人化を進め、高齢者に園芸作物、特にハウス栽培に取り組んでもらい、法人から賃金を支給される体制を進めて、生きがいのある生活を送っていただくようにできればと思っております。

また、地域ではぐくまれたすばらしい技術や知識を持った高齢者の方を認定する農のたくみ認定制度によりいろいろな人を推せんし、高齢者の生きがい活動を今まで同様支援していきたいと思っております。

第2点目の農業の閉塞状況、自給率39%の問題でございますけれども、このことについては甲良町だけの問題ではないので、大変返答には困りますけれども、原因はいろいろあるかと思われませんが、大きい原因の1つは、米の消費減、米を食べなくなったということが第1原因かと思われま。それと、日本人の食の変化。乾めんとかラーメンとか、米を食べなくなったということが大きい原因だと思います。

打開策といたしましては、米の消費拡大とともに、食育や地産地消の展開、それと、食品産業と農業との連携強化、国産農産物に対する消費者の信頼確保などが重要であると思われま。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 時間の関係で深く追及はいたしません。事故米にかかわった農水省の無責任さを見れば、非常に端的であります。この間、39%に落ち込んだのは自然現象でもありません。大商社、大企業の言いなりになって米政策、つまり価格政策や食料の安全を国が責任を持つという内容を放棄したことにあることをしっかり担当として、また、政策の主監として産業主監がしっかり押さえていく必要があります。今や輸入に頼り、国民の安全な食糧確保の責任を放棄して、米などの価格保証制度をなくしてしまった自民党・公明党の政府こそが責任であること、そして、そのもとで進められる米改革と

いう下に押しつける、今言われました法人化にしても、法人化をすることによって前へ向いて進むのかといえ、そうではありません。そういう点をしっかりと見ていく必要がありますが、再度、その見解を求めたいと思います。

○藤堂議長 産業振興課参事。

○川嶋産業振興課参事 やはり基盤の強い農業者をつくっていかねばならないと思いますので、法人化、あるいは集落営農をすばらしい経営体にするのが重要であるかなと思います。

それと、もう一つは、個人で行っている認定農業者を多くつくり、認定農業者が自力で農業ができる状態をつくっていくべきだと思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 現実をしっかりと見ていただきたいというように思います。政策担当者、そして、産業主監が見ていただきたいのは、現実に農地を持っているながら、米や、それから農作物をつくれなような状況になっていること自体が政治の間違いだという点を気づいていただきたいというように思います。重々そのことは知っておられるんだと思いますが、甲良町の行政として農水省の施策に批判的に立ち向かう、こういう立場がぜひ必要であります。

次に、そのことを指摘をして、「ゆずと森を届ける村」高知県馬路村の成功を、この甲良町や農業政策、まちおこし、地域の活性化にどう活かすかという視点から取り上げさせていただきます。ここに詳しく、現町長さんと自治体問題の研究所の方が書かれています。平成17年度の国勢調査で、人口1,170人であります。高知県の村で、ユズと森林を活かした馬路村が注目されています。私がきょう取り上げましたのは、平成15年度に県と町で400万円の補助金を出し、長寺西区さんが取り組まれた馬路村への視察に、町幹部職員として同行された経緯などから、町として区の自主性を尊重しながらも成功に導いていく責任が町行政にあるからにはほかなりません。この点の感想なり、そして、その後の甲良町で活かしている問題を端的にお答え願います。

○藤堂議長 産業課長。

○川嶋産業振興課参事 ただいまのユズの視察経験を活かしてどうしているかということでございますけれど、この事業につきましては、地元の地域で特産品開発として取り組まれております。行政としては、この取り組みに対して支援をしてきたところでありますので、当然、昨年度におきましてはユズ茶、またユズみそ等を組合より商工会の方へ依頼されて、試作品にも取り組んできているということでございまして、特に安心安全を含めていろんな角度から地域生産組合につきましては環境こだわり農産物等の指示等、取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、これに見合うような各町内集

落におきまして、いろいろな取り組みについては関係機関と連携をとりながら、これから支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 この中で、村長の上治堂司さんと自治体問題研究所の竹下登志成さんの著作を読みますと、私の感想であります、1つに、何よりも他のところではまねできない地域の特性、これは、自然や環境なども含んでいます。これを十分活かした取り組みをされていること。2つ目に、村民同士がとにかくけんけんがくがく、自由に意見交換をしてよく力を合わせていることが読み取れます。そして、3つ目に、女性が生産組合の重要な位置にいること。これを私は特に感じました。ユニークな取り組みが随所に書かれています、要は、ごっくん馬路村といいますのは、馬路村をすべてわかってもらう。ユズを売るとは馬路村を売ることだと村長さんが言われています。

また、こうも書かれています。あるところに視察に行ってみて、同じものを始めようとしたらよほどの労力をアイデアがなかったら成功するのは難しいとも言っておられます。

また、ユズだけではなくて、森林を活かすということで、馬路村の木製品総合カタログ、こういう取り組みだとか、それから、特別村民制度、現在では2,500人近くに上っており、近く特別村民議会を開くと村長さんが言われています。そういう取り組みにぜひ学んでいただきたいと思います。

次に、4つ目に移ります。農家と非農家の協働を支援する問題であります。今、ヒメイワダレソウを植えるのに大変な労力がつき込まれていますが、道普請、除草作業などを含む農作業に対する非農家の支援を労働力提供として正当に評価をし事業化することも、農家が減り続け、あるいは、もともと非農家の方々の働く場の拡大ということを制度としてつukれないかという提案であります。これは、働く場の拡大であり、町民が駆り出されるという奉仕の労働の軽減にもつながりますが、いかがでしょうか。見解を求めたいと思います。

○藤堂議長 産業振興課参事。

○川嶋産業振興課参事 農家と非農家の協働支援ということでございますけれども、農地・水・環境保全向上対策に、甲良町は農家、非農家含めて取り組んでおります。今後もこの体制が維持できるよう支援をしなければならないと思っております。

そして、働く場として賃金を支払うことは、現状の農業者の体質から容易ではありませんけれども、すぐれた経営体、法人化等ができれば、それは可能になると思っております。

奉仕労働の軽減とのことですが、この対策、農地・水・環境保全向上対策

の支援金をうまくつかっていただければ、奉仕労働の軽減はできると思います。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、国や県の農地・水・環境の対策事業が終わっても、甲良町は農業町、そして、農地を保全していくということから独自に継続していくという決意がございますか。そのお答えをお願いします。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 農地・水・環境保全事業につきましては、従来、甲良町がすべてボランティアでやっていたものが、国の制度として反当4,400円という最高額をいただけるようになって、その費用を使ってやられてるわけがあります。後ほどまた質問もあろうかというように思うんですが、甲良町の今進めている農業、特に野菜の振興等については、やはり甲良町から発信すべき思いもございます。国の制度が切られるようなことがあっても、町としては最大限の努力をしていきたいというように思っております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 次の5番とも関連をしてお答えいただきたいというように思います。

私は、農業を事業として、また、労働の拡大として地域に密着をする、働く場の確保という点の拡大をぜひとも考えていく必要があると思っております。

同時に、それは総合的な立案がぜひとも必要ですし、先ほど言いました農水省の受け売りで進むはずがないというスタンスが必要です。そういう点で、私は、安心安全宣言を行っている町だとか、また、いろんな取り組みを条例化をしているところ、ここを総合して、(仮称)地域農業再生総合推進条例として強化をしていく。これは町民的論議を経て合意形成をし、条例化を目標に取り組む問題でありますし、本腰を入れた地域再生の総合プランが私は欠かせないというように思います。とりわけ、今、ふるさと交流村に向かって進んでいる中、農業の基礎力をつける、この点でも総合的なプランが必要だと思っておりますので、町長の見解を求めたいと思っております。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 先ほどの話につながりますが、私はそういう自給率の向上も含めて、やはり小規模零細で小規模な面積を本当に人間の手の行き届いた方法で作られている、そういう作物を多くの方がつくることによって、町内における自給率というのはまさに上がっていくのではないかなということも考えております。

それと、これから大きく農業自体が変わっていくわけなんです、今、や

はりアメリカ、中国の農業を追求してきた日本の農業のあり方というのを考えていかなければなりません。そして、甲良町が進めているふるさと交流村、これはかねてから申し上げていますように、まさに安心安全な農業の振興でございますので、そういった私たちが甲良の町でつくった産物が、より安全な食べ物であるということを内外にアピールするような、こういう条例というのは、私は必要ではないかなというように思います。

例えば、甲良町有機農業推進条例であるとか、そういったことをぜひ取り組んでいきたいというようにも思いますし、地域農業の再生総合プランですか、今は農業だけじゃなく、商工業も本当に冷え切っていますので、こういったものをきっかけによりよい全体的な取り組みに変えていけばいいというように思っています。そのときにも皆さんのご意見等も十分拝聴しながら、プラン、そして条例づくりに進んでまいりたいというように思っております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 馬路村に学ぶならば、そこに、それこそいろんな知恵が湧いてくるだろうというように思います。八千数百人の町、農業主体で歩んできた甲良町が一番大切にしなければならない課題は、国・県言いなりにならない。甲良町に合ったものは何かという批判的精神と創造力の合体、両面ではないかと思えます。

先ごろお呼びをされた長野県栄村の前村長、高橋彦芳さんの真髓を少しでも学んでいく必要があるのではないかと考えます。この点で質問をいたします。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 高橋さんも、以前から私も聞いておりまして、一度お会いしたかった方でございます。本当に馬路村も、東洋町のように核の廃棄物の処理も考えなければならないという、まだそれよりはもっと僻地の、本当に山林しかないような立地でございますので、その中で本当に真剣に将来のまちを見据えて住民と行政、そして、ここは農協のかかわりがあるわけなんです、そういった3つの力が合わさって、今現在があるというように思っております。

甲良町におきましても、馬路村というところに研修の場所を定めて、住民が自主的にそういった取り組みをされているわけでございますので、町の行政としても、そのユズに限らず、住民が、そして地域集落が積極的に取り組まれる部分については、行政として精いっぱいの応援をしていきたいということを表明させていただきます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 例えば、甲良安全農産物の認定のマニュアル、条例、そういう点

の方向性も具体的な形でビジョンを描いておられる、こういうことがわかってまいりましたし、そのためにも私は、行政が持っている情報は、すべて進んで町民と共有する。このことが非常に大事でありますし、もう一つは、幹部職員はじめ、職員のお仕着せではない自由な討論を組織をする必要があると思います。

その点でも、この立場に反する点で言いますと、ふるさと交流村用地の購入、議会に諮らずにしたわけですが、一番戒めなければならない行為ではないかと思えます。

そういうことから、行政が持っている情報、これは町民と共有しながらしっかりと論議をしていくということが大事であります。この点の答弁を求めたいと思えます。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 行政内部の推進体制、総じてそういうご提言だというふうに思えます。我々幹部として自由な職員の討論、それは非常に大事なことでございます。特に甲良町の場合には、ちょっとつくり過ぎかと言われるぐらいにミニのプロジェクトチームを多用してきた嫌いがありまして、それとグループ制とどうリンクをするか。そして、やっぱり担当課でのグループ内、あるいはグループを超えた課での日常業務を、少しペンを置いて、私、こう思うんだけどみんなどう思ってくれるという、そういうことが行政への弾みと日常業務への意欲的なきっかけになるというふうに日常思っているところがございます。

それから、追認議決の話が出していただきましたけども、たびたびご指摘をいただきますので、戒めは戒めとして、行政に二度とそういうことが起こらないように心がけて行政運営をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 用地の先行取得については、議会での表明はありました。直接町民と対話する機会に、直接経緯と、それから率直なおわびをしていただきたいということを申し上げたのであります。

次に、ふるさと交流村計画についてであります。

1つは、開発申請の前に土はぎ取り工事、はぎ取り工事が8月20日に入札を、執行されました。これは脱法行為ではないかと私は思いますが、見解を求めます。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 この件につきましては、公共で出ます残土を有効に活用

したいという土入れの前段での土はぎ工事ということでご説明もしてまいっておりましたが、実は、開発前の事前許可での調整事項も現在整いまして、本申請を9月12日に提出いたしました。この関係から、許可を待っての残土の搬入調整が可能ということになりましたので、開発区域内につきましても、許可後を待ちまして着手していきたいというふうに考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 この問題でも不信を招いています。今、答弁を聞きましたが、反省がないんです。8月20日に入札に付されています。申請は9月12日、これは後手になっています。形状変更は開発行為に当たらないと考えていた節がございます。そして、開発申請を急いで提出したという点ではありますが、拠点施設およびふるさと交流村全体の設計図は、町民と議会に公表されていません。計画の全容がすべて明らかになっていないんです。すると、県に提出をした開発申請にかかわる計画は、町民と議会に知らされていない計画が提出されていることになるのではありませんか。この疑問はどう答えるのでしょうか。よろしくお願いします。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 開発申請につきましても協議、また、土入れにつきましても協議は、湖東地域建設管理部の方でずっと詰めておったわけでございますけれども、開発にあたっては、現在、事業の性格上、最終の実施設計、建物の実施設計、また、簡易パーキング造成の実施設計等、細かな細部設計は当然できていない状態でございますけれども、住宅開発許可部局との協議の中で、現在、埋めるにあたって必要な調整池機能、また、取り付けはどのようにするというものの基本的なことの合意を得まして、造成を行うということでの開発協議申請を出させていただいているものでございます。

したがって、皆さんに公表させていただいた建築物なり、状況なりでの申請ということで、特段変わっているというものはございません。道路の取り付け部分なんかの絵につきましても、平面図でかかせていただいていた説明をさせていただいていると思っておりますけど、そういう部分につきましても警察との話の中で、ある程度詰めておる部分はございますけれども、基本的な建築なり、配置なりの部分につきましても、大きな変更があるものではございません。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 この点についても、県は申請が100%、つまり、出されたものが実施されるということで受け取るということでありまして、町民に出した資料と県に出した資料が違うということになります。この点については、以

下のところで答えていただければ結構かと思えます。

次に、コンビニストアの位置づけについて、山崎町長にお尋ねいたします。

誘致の現在の見通しと、そして、このコンビニストアの位置づけは、人寄せ効果であり、賃料や税収入の効果を見込んでの計画だったというように思いますが、この点、お答え、よろしく願いいたします。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 そのとおりでございます。当然、土地の使用料等もありますし、人寄せも目的ということでもありますし、また、最近いろいろコンビニとの共同の事業も、県も含めて行っております。そういった一帯になればという思いもございました。

ただ、コンビニエンスストアにつきましては、これは民間企業の誘致でございますから、そういった周辺一帯の施設のオープンの日程が決まらなると、民間企業というのは参入が難しい。具体的にそういう期日が示されるまで、その辺につきましては少し控えているところでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 6月議会で示された収支予測の収入の部の中で、収支で符合しない金額を計算して、最小金額1,045万円、この中にコンビニの出店料や利用料、また、税収入が含まれると説明をされました。この根拠が確定しない。ないしは、成り立たないというように考えますが、担当課の答弁を求めたいと思えます。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 今ほどご説明がありました、確かに当施設については民間のテナント計画もいたしておりますので、そういう部分での入金等のシミュレーションの中では、ご提示させていただいたケースはあろうかと思えますけれども、事業採択とか、そういう関係の中では、そういうものがございませし、実際の最低のシミュレーション、目標のシミュレーションというご質問、ご提示等をさせていただくときに、テナント等のお入金もあるという前提での提示をさせていただいたように記憶してございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 次に、経済影響評価、これはどういうように実施をして、どこで検討したのかという問題であります、まず、お答え願います。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 周囲にもたらす効果、算定等につきましては、現在、一番最初に採択を受けました国の制度、農山漁村活性化プロジェクト交付金採択時に国の方で定めております交付金を、より地域活性のために有効に使える経費かという算定でのチェックがございませ。その段階で、地域影響効果

算定ということで、算定をコンサルの方にお願ひしまして、その内容におきまして有効事業と認めていただいたというような状況でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 その点は、それぞれの根拠づけ。とりわけ収入の根拠が極めてあいまいであります。この収支予測の中で決定的な欠陥は、借入金の元利、利息の返済も税金の負担も減価償却費ももともとから計上していないことでもあります。加えて、維持管理の1,000万円の内訳が何であるのか、明確にできるのでしょうか。お答えをお願いいたします。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 今ほど言っていたいただきました数字につきましては、シミュレーションで暫定提示させていただいた内容かと思えますけれども、今ほど言わせていただきました地域への影響という部分につきましては、ちょっと西澤議員の方も閲覧された内容かと思えますけれども、その中での経費で1,000万というのは出てこないわけなんですけれども。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 6月の私の質問に、維持管理費の1,000万計上して収支を合わせています。それについての何なのかについてがお答え欲しかったんです。

続けて、さらに、この収支について、長期にわたって責任を負うことのできる経営母体、全協でも発言がありました。機関が確定をしているのかどうか。確定していれば、それはどこの機関なのか、お答え願います。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 今ほどは運営母体のご質問かと思えますけれども、現在は決定いたしておりません。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 4番とも関連をしますが、責任を持つ経営母体が明確にまだなっていない。その中で、経営にタッチをしないとか、公設民営方式が既に打ち出されています。これは、町が行う農業振興、地域振興に行政が責任を持っていない状況になるというように思うわけですが、この点についての回答をお願いいたします。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 決して、今ご指摘いただいているような意味合いでのご説明、報告内容ではございません。本施設につきましては、冒頭一番当初の大目的に、農業振興、地域振興の拠点とする施設ということ掲げております。農政の振興支援が基本となっておるものであります。

運営につきましては、増収の意欲とか、柔軟性のある経営力を持つという意味で、生産団体など関係団体での組織、これは近隣のいろんな例もございま

す。まねをするわけにはいきませんが、甲良町独自の協議も必要ですけれども、NPOとか株式会社等の組織、地元で運営されているケースがほとんどでございますけれども、そういうもので行うと。

町につきましては、施設所有者の立場も当然でございます。それと、農業振興、地域振興支援に係る基本的な部分につきましては、当然町の方も支援等参加していくと。直接の拠点施設の、ふるさと交流村全域に関してはどんどん入っていきますけれども、直接の経営等については、このような団体で、町の方の直接は、経営はしないというような意味合いでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 この問題は、次に町長にお聞きいたしますが、民営という主体をどのように想定しているのか。具体的な対象があるのではないかと思います。昨年8月に示された資料の中に、管理運営体制のページには指定管理者と記されていますが、実際の進捗を報告していただきたいし、どういう管理体制で、運営体制でいくのかの答弁をお願いいたします。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 すべてに対してそういうことがしっかりと決まっているわけじゃございませんけど、全体的なふるさと交流村の拠点施設については、運営企画について、NPOなり株式会社等を入れていくということでありまして、その他施設、大きくは3つほどあります。直販所の施設と温室、そしてキッチンのシステムと、これで2つ。そして、体験農場等の関連で研究室、また、加工の調理室等ですね。そうした施設ということで3つぐらいになりますので、その体験施設には、当然周辺の農地も含まれますが、そういう3つの主体については指定管理で現在活動をされている方を充てていきたいなというように思っております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 まだ明確にないということがありましたが、だからこそ、次の質問で、特命チームの任務を設置をしたわけですけども、その目的と背景について、まず、改めてご説明をお願いいたします。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 特命というか、農業振興プロジェクトにつきましては、現在産業振興課で交流村の業務、そして、先ほど出ました農地・水・環境というように、それと農政ですか、そういう大きな農業の3つの部門を動かしているわけなんですけど、当然、今の陣容では皆さんから求められているようなものについて早急な結論を出していくのは難しいということで、7月に、特に農業、特産品の開発、そして施設計画、運営母体の検討というような、3つの大きな事業について、本当に自由に集中的に、また客観的に、自由に、柔軟にと

ということで、このチームをつくりました。現在、1回目のヒアリングが済みまして、少し修正を加えながら、今月末にこの3点についての答申をいただくということになっております。ですから、10月末か11月の全協等で、またそういう機会があれば、その中でそのプロジェクトチームの検討した答申についてはご紹介もできますし、交流村の業務につきましても、ほぼ具体的に、詳細設計はまだなんです。全体的なものについてはまた説明をできるかなというように思っております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 特命チームの3つの任務こそ農業振興や地域振興と離れて、施設建設を先行する道理のなさを私は端的に示しているというように思います。すなわち、経営母体がないまま、運営の責任所在が定まっていないということでありまして、甲良を代表して収穫力のある特産品が開発途上、明確な見通しが立ったわけではありません。しかも、特命チームのチーフが、中学生の海外派遣に同行して2週間空白であります。その任務に専念できるのでしょうか。危惧を私は持っています。この点で、この特命チームの任務と、その役割について改めて質問いたします。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 担当チーフにつきましては、事前に集中してこの作業も進めておりますし、留守の間につきましては、その間、5日、6日の職員の休暇期間もありますので、そういうようなところでこのプロジェクトに迷惑をかけることはなかったというように思います。

それと、特産品につきましては、甲良町は、既にたくさんの産物が生産されております。いろいろと産物を見ましても、周辺に負けないようなものもたくさんございますので、あとは販売の拠点等ができれば、生産の拡大をするというところがございますし、ハウス農家等につきましても順次増築をするなり、取り組みを進めていただいております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 次に、各種事業の補助の決定の状況についてであります。とりわけこの点では、簡易パーキング事業、県についても補助を決定するということが定かに定まっていないというように聞いています。この点を考えますと、補助が得られない場合でも町単で執行するということを含んでいるのかどうか、答弁を求めたいと思います。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 全体的な部分として、まず、私の方からちよつとご報告させていただきたいと思います。

当事業につきましては、当拠点施設整備につきましては、4事業を事業対

応として進めるということで議員さんにもご説明させていただいておりました。今ほどありましたけれども、簡易パーキング事業、それと、まちづくり交付金事業、地域用水増進事業、それと、今ほどどんどん進めておりますのが、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金ということで、これは予算計上いただきましたもので、交付決定もいただき、今、実施設計をやっている部分でございます。後ほどの地域用水機能増進事業というものも、現在進行中でございます。20年度実施設計、それ以後工事に入るという流れ。今ほどご指摘ありました簡易パーキング事業およびまちづくり交付金事業につきましては、現在21年度採択ということで、計画いたしておりました工程に合わせて進んでおるという認識でございますけれども、細部につきましては建設主監の方も情報等を持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 時間の配分がありますので、7を飛ばしまして、8の施設建設を凍結をして見直し、町民の合意と町民の暮らし、家計重視、農業の基礎力を養う施策にこそ税金の使い方を切りかえるべきではないかと、見解を交えて町長に質問いたします。

アンケートでは、さまざまなご意見を町民の方からちょうだいしました。この場をかりて、一政党の支部が取り組んだわけですが、ご協力いただいた町民の皆さんに心から感謝を申し上げたいと思ひます。中には過激な意見もありますが、まともな心配あり、計画の、地元でしかわからない的確な批判あり、将来を見据えた甲良町の進むべき道を真剣に提案されているものも多数であります。逐一紹介できませんが、次の言葉が印象に残っています。

その方は、現実の福祉や暮らしのことを書いた中に、甲良中学生が減っていることに心を痛め、教育を充実してほしいという記述の後、もう表向きのことはいんざり、もっと内のことを見てくださいと締めくくっておられます。

もう一つ紹介しますと、町民が抱くデメリットや危惧を説明する熱意が当局には感じられないとしながら、今は強行しないでと訴えながら、子どもや孫に対して、そのときに生きた親として誇れるよう十分な手だてを吟味して、西澤議員がおっしゃる見解も反映し、全国に誇れる甲良の道の駅にしてくださいと切に祈っていますと胸の内をつづっておられます。町長の見解をい求めたいと思ひます。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 アンケートの見解については、これは避けさせていただきます。

ただ、何度も話をしますように、施設建設を優先しているわけではございません。農業振興、そして、地域振興を目的として現在推進を、ふるさと交

流村を推進しているわけでございます。しかし、その執行については、先ほどこから話をしていますように、最小の投資で成果が上がるということが最大の目標でございますし、こういうような、私は決して町民の生活をおろそかにしようとも、したこともございません。内なる改革を進めながら、もろもろの財源を確保し、従来進められていなかったものまで軌道に乗せているわけでございますので、西澤議員、そして、その背景にあるアンケートの一部心ないものについては、この場で議論をするものは持ちません。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 この間、住民合意を得る努力をしてきたかどうかについては甚だ疑問に思う点であります。8月の全協で報告のあった疑問や不安、そして、誤解に対する的確丁寧な説明をしてきたのか。住民アンケートを実施することはもちろんでありますし、利害相反する町内業者への意見や要望聴取を行ってきたかどうかについて質問をいたします。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 この計画等につきましては、あらゆる段階、機会を持ちまして、大きな場での協議ということやなしに、例えば、農協さんとの打ち合わせ、また、いろいろ関係者の方との雑談も含めまして、この計画、地域振興にご協力いただきたい。また、正式等な部分につきましては、うちも疑問点がありましたら広報等で広く皆さんに知っていただくということで、そのような取り組みをさせていただいているところでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 8月にあった、誤解があったという点で、どういう誤解なのかについて広報を見ているんですが、そういう解説のくだりはございません。私は、計画そのものの矛盾を見直す必要を感じています。施設建設を先行するつもりはないと言いながら埋め立てが始まり、設計が始まり、施設が建設されるというのは目の前であります。それは、この計画が地域振興、農業振興、そして、拠点施設建設と3部門に分かれていることで、拠点施設建設が独立した目的になっているのだと思います。これでは農業振興と地域振興の実績と努力の積み上げの先に施設建設の課題が浮かんでくるものではなく、当初から施設建設そのものが主題の目的になってしまうと考えられます。

このまま建設を強行すれば、甲良町をよくしたいと善意に思っている町民も、貧困と格差、もともとの非農家、さまざまな理由で、この交流村の早期の建設に賛同できない町民も大きな不安を残しています。もともと意向調査をすれば反対が多くなると認識しながら、町民のための計画だと強弁してきた町当局の全責任が負わねばならないと考えております。この際、見直していったん計画遂行を凍結し、見直すことを宣言すべきだと考えますが、いか

がですか。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 先ほど、私になってからこの計画が動いたというような話もありました。それは道の駅ということで、私が就任する以前から、2年前から実施設計が出されて、16年度、そして17年度に繰り越しされたというような事業でございます。その時点でも道の駅の建設ということでスタートしていただきましたので、私はその時点で、就任した時点ですぐに見直しをかけて、農業振興をやっていく中で、この拠点施設を考えていくということで、それ以来、もう3年たっておりますし、現在、そういった特産品の生産にあたり、周辺の道の駅等で販売されている方も含めると、七十数名を超えています。甲良のせせらぎに入る方が、常時持ってこられる方は20人足らずでありますけど、それを待っている50名の方がおられますので、今回の、卵が先か鶏が先かという話もあるわけでありまして、私はそうして販売の実績がある皆さんですから、自分たちのうちができれば、積極的にそこを活用していただいて、運営がスムーズにされるということを信じておりますので、現在の計画を凍結、または遅延さす考えはございません。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすればするほど、現在のKモールでのテントだとか、それから、空き地でのテントの強化、こういう点で農業振興の実績が積めるものだと思います。再度、私はそういう見直し、計画の見直しをしていただくことを求めて、下に提出していただきました質問については、時間の関係で割愛することとなります。ありがとうございました。

○藤堂議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

これをもって一般質問を終わりますが、今回、時間制限をしたというような形で、本当に重要な北川議員のふるさと交流村についての意見も拝聴することができませんでした。一般質問は本会議、定例会でしかできませんので、また、12月議会でしっかりと、再度提出をいただきまして。

北川議員。

○北川議員 時間制限はええんやけども、きちっと切るのか切らんのか、そこら辺はきちっと決めとかなんだら、だらだらだらだら進むようなことやってたら、時間制限の意味がない、これは。

○藤堂議長 今ほど言いましたように、今、答弁の方で少し伸びたというように、答弁は時間制限の中に入っていないので。

○北川議員 それはわかる。質問の時間のことを言うてるんや。

○藤堂議長 一番最初の北川議員のときにも、少し、質問の途中でしたので延長しました。現在も、質問の途中でしたので延長を認めました。次回、この

部分、本当にこう、質問の途中でもそこできっちりと切るのか、再度、議題としていく必要が私はあるのではないかなと思っておりますし、今回の行政側の答弁ですね。質問者と答弁者、本当に答弁者の時間の方が短かったというような関係を見ました。しっかりと再度協議していくような方向が必要ではないかと思っておりますので、また、議会運営委員会なり、次の定例会までにしっかりと議論をしていただきたいなというような思いがいたしましたので、それはお願いしておきます。

○北川議員 やっぱり決めた以上は、その場ですばっと切るのか、あるいは、その質問の途中であれば、それが終わるまで、最後、きちっと続けるのかというところ辺を決めるときょうはスタートしているわけや。だから、こういう問題が起こってくる。だから、これは議運で私は決めたらええと思う。きちっとそこら辺を決めないと、いろんな人がこれから質問する中で、話の、そこでお伺いしますという前に時間が来た。そしたら、その問題をどうするんやという問題があるわな、確かに。

だから、みんなが後で、いろんなそういうトラブルが起こらないように、きちっと議運の中で状況判断がこの場でできるように、きちっと取り決めをしてもらいたい。

○藤堂議長 西澤議員、どうぞ。

○西澤議員 言論の府です。委員会でも、私、発言しましたように、制限をして整理をしなければならぬほど発言が交錯をして、町当局が困る、議長が困るという状況をつくっていません。そういう点では、35分という発言時間を制限する決まりそのものが、私は不合理だというように思います。以前も言いましたが、3回の質問、おのずと時間が決まってまいりますし、そして、今、地方議会や地方行政が抱える問題は本当に深刻な問題を抱えています。そういう点では、町民は非常に静かではありますが、甲良町の議会の様子、議員がどのような態度で、また、どんな意見交換をしているのか、こういうことを非常に静かな態度で注目をしています。

そういう点から見ますと、町民の論議が活発にされる。その前に、甲良町の議会がさまざまな問題で論議をし、討論をする。こういう態度にしていく上でも時間制限はもっともっと緩やかにしていく必要があると思います。この間、議会運営委員会の討論で、答弁の時間はカウントしないという方向に一步前進をしました。このところをさらに進めていただいて、それぞれの12人の議員が発言して困るといぐらいの状況でつくり出してこそ、時間制限の意味もありますし、そうでない場合には、うんと質問時間を延ばすということも視野に入れて検討していただくことを要望しておきたいと思っております。

○藤堂議長 両議員の貴重なるご意見を拝聴いたしました。

本日は、本当に質問時間の途中で、両議員とも時間になりました。当然、答弁をする側は用意しておりますし、議長権限といいますか、そういうような形で、質問の途中で切ることを避けました。今回、両議員がおっしゃるように、しっかりと、質問の途中で、どうですかの前で切れというのは酷過ぎますので延長しましたけれども、しっかりとその辺も、本当に35分でいいのかという問題もはっきりと示されたと思いますので、次の12月定例会までに、臨時議会が開かれても一般質問はできませんので、そういう意味で、もう一度練り直す必要があるかと思っておりますので、議会の運営委員長の山田議員にお願いをしておきます。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

○山崎町長 平成20年9月の定例会、非常に長期間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。提案いたしました議案、すべて原案どおり可決をいただきました。また、審議、そして一般質問の中でいろいろいただきましたご意見につきましては、速やかに行政に反映をしてみたい。

また、21年度予算に向けての意見もいろいろ拝聴いたしました。前向きに取り組んでみたいということを表明しまして、閉会のあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○藤堂議長 これをもって、平成20年9月甲良町議会定例会議を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時37分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署 名 議 員 金 澤 博

署 名 議 員 山 崎 昭 次